

平成28年5月10日

第 452 号



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460
事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 月度理事会の概要 1～5

情 報

◎消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について (通知)
消防庁予防課長 (消防予第104号 平成28年3月31日)
..... 6～93

事務局だより

- ・ 組合員情報 94
- ・ 共済制度について 94
- ・ 注文は今後も FAX で 94

4月度理事会の概要

開催日時： 平成28年4月21日（木）15時00分～17時00分

開催場所： 文京区民センター 3階B会議室

理事総数： 10人

出席理事数： 8人

(1) 理事長挨拶

4月度の理事会を始めたいと思います。本日は大雨の予報が出ておりますので、多少早めに終了したいと思います。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

3月24日（木）

ワークマン東村山店 店長 榎本氏 来局

古木副理事長、事務局 岡野、水落と打合せ

3月31日（木） 棚卸。

4月 8日（木） 第49回通常総会 公告（組合事務局に掲示）

4月13日（水） 経営診断 小出会計

4月15日（金） 三役会議 文京区民センター

4月19日（火） 会計監査 文京シビックセンター

監事 中山悦義 佐藤君子

小出会計 小出絹恵 小出博樹

組合三役 広江隆一、磯部了一、古木庸雄、中島信行

事務局 岡野和郎

② 事務局報告

平成28年4月15日

第49回通常総会日及び役員選挙の公告 郵送

立候補、候補者推薦届出書 期限 平成28年5月12日

日本メンテナンス㈱ 代表者 谷口 純
本日、4月度理事会で入会承認

③ 広報 4月6日 「防災組合ニュース」 発送

5月26日(木) 神奈川県防災消防協同組合 総会懇親会
今回は翌日が当組合の総会のため欠席

5月31日(火) (一社) 全国消防機器協会
設立五十周年記念祝賀会 出席 岡野事務局長

④ 教育

3類受験準備講習会の開催を松原担当理事が準備している。
モリタ宮田工業、営業の小川氏を通して工場の技術の人に
講師を依頼しているが、スケジュールの調整、会場の確保等
調整が難航している。今月の末までに講師の都合を再度確認
して計画を再度練り直す。

磯部副理事長より開催に関して参加人数を確保するため
各理事の多大な協力が必要なのではとの意見が出された。

講習料無料化の件

前回、前々回の理事会で講習料無料化の話が出ていたが
古木副理事長より、組合の今期の財政の厳しさを考慮し
従来通り3,000円の会費で行う案が出され、了承された。

講習会講師への謝礼について

講師によっては、会社からの派遣という方もいるので
一律ではなく、各々の講師の状況を斟酌し10,000円から
30,000円の間で謝礼をだすということに決定。

講習の内容

受験準備講習会だけでなく例えばKYについて、管工事など
の講習も考えて行く。メーカーに属している会社はメーカー

の講習にでられるがそうでない人たちに対しても講習を行う事に価値があるのではないかと担当理事の一層の努力が必要になるという認識で一致した。

⑤福利厚生・企画

今年の活動は6月の移動理事会から始まる。(古木副理事長)

⑥財務・共同購買

平成27年度の決算報告

売上が昨年度より10%弱落ち込んだ。利益率も想定を下回った。ここに赤字になってしまった要因がある。(小出会計)これからは売上向上が最優先の課題となる、併せて大変厳しいが更なる経費の切り詰めも検討、実行が必要になってくる。

4月の共同購買

4月の売り上げは比較的順調だった。最近の傾向として期の前半は良いのだが夏休みを境に鈍って行く傾向にある。

⑦開発：白木理事より、何か役立つものを考えて行きたい。

⑧研究部会：特になし。

⑨防排煙検討委員会：「防排煙設備実務要領Ⅱ」が完成したので現在は休止中。

⑩青年部

青年部の平澤会長が卒業する、今年一度総会で三役を選出する。

⑪支部運営促進

27年度支部会議を行わなかった第一支部支部長に武藤理事より開催を促したところ了解の返事もらった。神奈川支部についても支部会を開催して欲しいところだが、総会間際は問題も多い。とりあえず両支部とも何時支部会を行うかだけでも確認する必要がある。

⑫その他の事業について

磯部副理事長より防排煙実務要領、本の売れ行きについて状況を確認する意見が出された。

現在、インターネット、機関紙「防災設備」、チラシ講習会での直販が主である、数はそんなに多くはないが着実に売れている。いろいろ企画はあるが、人手の問題など解決しなければならない問題が多い、今後前向きに考えて行きたいと理事長から意見がだされた。

また、職業訓練校の教科書に用いられるよう働きかけてはという意見がでて、乙6の講習会の講師の小川先生は訓練校の講師をやっているので話をしてみるとということとなった。

(3) 議案の審議

1号議案

第49回通常総会事案につて

総会の前に行われる5月度の理事会に監事2名、相談役、星出弁護士の出席を了承。

理事会推薦者の確認を行った。理事会推薦で10名確保することは難しい。従来の考え方にこだわらず広く人材を求めたいという意見が取り入れられた。

第2号議案 総会における任務分担

前年のスケジュール、任務分担を踏襲する。

今回は30分遅く始まるので注意をする。

星出弁護士の講演の題目はご本人に一任する。

乾杯は千葉相談役をお願いします。

次回理事会予定 移動理事会の予定

平成28年4月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
3月24日 (木)	ワーカーマン 東村山店 店長 榎本氏 古木副理事長、事務局 岡野、水落	来局 打合せ
3月31日 (木)	棚卸	
4月 8日 (木)	第49回通常総会 公告 (組合事務局に掲示)	
4月13日 (水)	経営診断	小出会計
4月15日 (金)	三役会議	文京区民センター
4月19日 (火)	会計監査 監事 中山悦義 佐藤君子 小出会計 小出絹恵 小出博樹 組合三役 廣江隆一、磯部了一、古木庸雄、中島信行 事務局 岡野和郎	文京シビックセンター
4月21日 (木)	4月度理事会	文京区民センター

消防予第 104 号
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について (通知)

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」(平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号。以下「試験基準」という。)及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号。以下「点検要領」という。)により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成 28 年消防庁告示第 12 号)及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」(平成 28 年消防庁告示第 11 号)の公布等に伴い、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 試験基準の一部改正について(別紙 1)

「第 7 ハロゲン化物消火設備の試験基準」、「第 8 粉末消火設備の試験基準」、「第 14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」、「第 28 配線の試験基準」及び「第 31 パッケージ型自動消火設備の試験基準」を別添 1 のとおり改めたこと。

第 2 点検要領の一部改正について(別紙 2)

「第 7 ハロゲン化物消火設備」、「第 8 粉末消火設備」、「第 13 消防機関へ通報する火災報知設備」及び「第 26 配線」を別添 2 のとおり改めたこと。

消防庁予防課設備係
担当：池町、近藤、久保田、吉田、西村
TEL:03-5253-7523
FAX:03-5253-7533

消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第27の2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第36 加圧防排煙設備の試験基準
- 第37 複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第38 特定駐車場用泡消火設備の試験基準

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備
- 第35 複合型居住施設用自動火災報知設備
- 第36 特定駐車場用泡消火設備

第7 ハロゲン化物消火設備

ハロゲン化物消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
貯蔵消火剤等	目視により確認する。	消火剤は所定のもので使用されており、かつ、ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するものには規定量以上、その他の消火剤にあっては、規定の範囲内の量であること。
設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれのない場所であること。
機器	目視により確認する。	適正に設けてあること。
容器	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 1MPa以上のものにあつては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。
容器等	蓄圧値(蓄圧式に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> a ハロン1211を貯蔵するものにあつては、1.1MPa又は2.5MPaであること。 b ハロン1301、HFC-227ea及びFK-5-1-12を貯蔵するものにあつては、2.5MPa又は4.2MPaであること。
	充填比	<ul style="list-style-type: none"> a ハロン2402のうち加圧式のものにあつては0.51以上0.67以下、蓄圧式のものにあつては0.67以上2.75以下であること。 b ハロン1211にあつては、0.7以上1.4以下であること。 c ハロン1301にあつては、0.9以上1.6以下であること。 d HFC-23にあつては、1.2以上1.5以下であること。 e HFC-227eaにあつては、0.9以上1.6以下であること。 f FK-5-1-12にあつては、0.7以上1.6以下であること。
	容器	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	容器弁開放装置	容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
	安全装置・破断板	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
加圧用ガス容器	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれのない場所であること。
機器	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 高圧ガス保安法による容器検査合格品であること。 b 取付弁に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあつては開閉が位置となつていないこと。
	安全装置・容器弁	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。

加圧用ガス	種別	ガス	場所	量等	目視により確認する。	室素ガスであること。
						ガス量は、規定量以上であること。
起動用ガス容器	設置場所	構造	造	等	目視により確認する。	a 防護区画等以外の場所であること。
						b 温度変化の少ない場所であること。
機	器	構造	等	目視により確認する。	目視により確認する。	c 直射日光及び雨水のかかるおそれのない場所であること。
						a 内容積は、1ℓ以上であること。
設置場所等	器	容	器	弁	目視により確認する。	b 二酸化炭素の量は、0.6kg以上であること。
						c 充てん比は、1.5以上であること。
選択弁	設置場所等	表	示	目視により確認する。	目視により確認する。	d 容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
						消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
機	器	導管	接	統	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。
						構造
起動装置	設置場所等	設置場所	設置位置	設置高さ	目視及びスケール等を用いて確認する。	起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。
						設置表示
機	器	塗色等	防護措置	表示灯	目視により確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。
						スイッチ
自動起動装置	設置場所等	機	器	等	目視により確認する。	操作部は、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の位置に設けてあること。
						設置表示
機	器	塗色等	防護措置	表示灯	目視により確認する。	起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。
						スイッチ
自動起動装置	設置場所等	機	器	等	目視により確認する。	扉は、封印されていること。
						設置表示
機	器	塗色等	防護措置	表示灯	目視により確認する。	a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。
						スイッチ
自動起動装置	設置場所等	機	器	等	目視により確認する。	c 停止スイッチが設けられていること(局所放出方式専用のものを除く)。
						設置表示
機	器	塗色等	防護措置	表示灯	目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。
						スイッチ
自動起動装置	設置場所等	機	器	等	目視により確認する。	自動・手動切替装置が設けられていること。
						設置表示

構造等	感知器	自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければならない構造であること。 自動・手動切替表示灯が設けられていること。
	位置	自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 ハロン1301を放射するものを除き、2以上の感知器回路が設けられていること。
警報装置	方式	各防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けていること。
	性能	<p>a 全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音によるものであること。</p> <p>b ハロン1301を用いるものにあつては、音声でなくともよいこと。</p> <p>音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。</p> <p>消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p>
制御装置	場所	<p>a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けていること。</p> <p>b 火災等の災害による被害を受けるおそれがない場所に設けていること。</p> <p>c 地震等により、倒れないよう堅固に設けていること。</p>
	等	<p>消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>電源を備える表示灯、復旧スイッチが設けられていること。</p> <p>多接点継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。</p>
配管	状況	<p>a 全域放出方式のものにあつては、HFC-23、HFC-227ea及びFK-5-1-12を放射するものを除き、起動装置の作動から放出までの時間が20秒以上となる遅延装置が設けられていること。</p> <p>b ハロン1301を放射するものにあつては、設けないことができる。</p>
	逆止弁	<p>a 自動・手動切替表示灯が設けられていること。</p> <p>b 切替えは、かぎ等によらなければならない構造であること。</p>
バルブ類	材質	変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。
	配管	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。
配管	逆止弁	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	構造	<p>a 鋼管にあつては、次のとおりとすること。</p> <p>① ハロン2402に係るものは、JIS G 3452</p> <p>② ハロン1211、ハロン1301、HFC-227ea又はFK-5-1-12に係るものは、JIS G 3454のSTPG370のうち、呼び厚さでスケジュール40以上</p> <p>③ HFC-23に係るものは、JIS G 3454のSTPG370のうち、呼び厚さで80以上</p> <p>④ これらと同等以上の強度を有するもので重鉛メッキ等による防食処理を施したものの</p>

						<p>b 銅管にあつては、次のとおりとすること。 JIS H 3300に適合するもの</p> <p>c 管継手等にあつては、次のとおりとすること。 管継手及びバルブ類は、銅管若しくは銅管等と同等以上の強度及び耐食性を有するもの</p>
口径・使用数等	目視により確認する。					管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりで適正であること。
安全装置	目視により確認する。					噴射ヘッドまでの間に選択弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。
設置位置	目視により確認する。					有効に消火できるように設けてあること。
構造性能	目視により確認する。					消防庁長官が定める基準に適合していること。又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防護区画	目視により確認する。					防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
開口部の自動閉鎖措置等	目視により確認する。					a ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。 b HFC-23、HFC-227ea及びFK-5-1-12を放射するものにあつては、自動閉鎖装置が設けてあること。
消火剤を付加する開口部面積(ハロン1301、ハロン1211又はハロン2402を放射するものに限る。)	目視により確認する。					開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
消火剤流出防止措置	目視により確認する。					扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
開口部の位置	目視により確認する。					開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けてないこと。
消火剤排出措置	目視により確認する。					放出した消火剤等を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
圧力上昇防止措置	目視により確認する。					HFC-23、HFC-227ea又はFK-5-1-12を放射するものにあつては、当該防護区画内の圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。
温度低下防止措置	目視により確認する。					FK-5-1-12を放射するものにあつては、放射された消火剤が有効に拡散することができるよう、過度の温度低下を防止するための措置がなされていること。
常用電源	目視により確認する。					a 専用の回路となつていていること。 b 電源の容量が適正であること。
非常電源の種類	目視により確認する。					自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

ノズル・ホース等 (ハロン 2402 1211 1301 に限る)	設置位置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表示灯・標識	目視により確認する。	a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び消火剤にハロゲン化物を使用する移動式のハロゲン化物消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
耐震措置	設置	目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
作動試験	圧力調整装置試験	圧力調整器の二次値を締切状態にした後、試験用のガスを加圧して作動状況を確認する。 注：確認は、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を、ガス圧又は電気により作動させて行う。	圧力調整機能及び調整圧力値が、適正であること。
	容器弁開放装置の作動試験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を、起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し又は自動起動装置にあっては、感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験する。	破開針等は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。
	※容器弁のバルブ類の開放試験	加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓し、バルブ類を手動操作することにより、容器弁の開放を確認する。	容易に開放できること。

<p>選択弁作動試験</p>	<p>自動及び手動による作動が確実であること。</p>
<p>制御装置試験</p>	<p>各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、電気式のものにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。</p> <p>容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。(遅延時間の作動時間は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。)</p>
<p>遅延時間</p>	<p>a ハロン1301を放射するものにあつては、設けないことができる。ただし、遅延時間を設ける場合は、作動時間は20秒以上であること。</p> <p>b その他の消火剤を使用するものにあつては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間で設計時の設定値の範囲内であること。</p> <p>注：装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>
<p>非常停止機能作動状況</p>	<p>ハロン2402、1211、1301にあつては、遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、容器弁又は放出弁が開放しないこと。</p>
<p>音響警報先行作動状況</p>	<p>放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できないものであること。</p>
<p>自動・手動切替作動状況</p>	<p>切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実に行えるものであること。</p>
<p>※異常信号試験</p>	<p>a 放出起動回路が作動しないこと。</p> <p>b 起動回路短絡又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動すること。</p>
<p>地絡試験</p>	<p>起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が作動すること。</p>
<p>警報装置試験</p>	<p>手動起動装置による作動にあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。</p> <p>自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。</p>
<p>警報鳴動状況</p>	<p>手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。</p> <p>警報は、手動起動装置若しくは操作盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。</p>
<p>音量</p>	<p>音量は、防護区画内のすべての場所での場所での明瞭に確認できるものであること。</p>
<p>音声警報装置作動状況</p>	<p>注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。</p>
<p>自動警報作動状況</p>	<p>手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作された場合であつても、火災報知設備の感知器が作動した場合、自動的に警報を発するものであること。</p>

附属装置運動試験	作動状況	復旧操作状況	電気式のものにあっては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。 防護区画外から復旧操作が容易に行えること。
消火剤排出試験	試験	試験	当該排出装置の起動操作をする。	排出装置が正常に作動すること。
放出表示灯試験	試験	試験	圧力スイッチ等を作動させる等により、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成 13 年消防庁告示第 38 号)又は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和 51 年消防庁告示第 9 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
総合試験	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状態、各部の状況等を確認する。 試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10%相当の量(消火剤貯蔵量 1kg あたりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする。)以上の量を用いる。ただし、試験用ガス貯蔵容器は設置消火剤貯蔵容器と同容量のものとし、5 本を超えないこととすることができる。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式のばあにあっては、個々に確認することができる。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出系路に漏りが無いものであること。 試験用のガスの放出により通気が確実にあること。 集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。 貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。 音響警報装置の鳴動が確実にあること。 当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。
全域放出方式又は局所放出方式(局所放出方式は、ハロン 2402、1211、1301に限る。)	選択弁作動状況・放出系路 通気状況 気密状況 区画別貯蔵容器開放数 音響警報装置作動状況 放出表示灯点灯状況 附属装置等作動状況	附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実にあること。
移動式(ハロン 2402、1211、1301に限る。)	移動式作動状況	ホース及びびホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。

第8 粉末消火設備

粉末消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
貯蔵容器等	貯蔵場所等	目視により確認する。	消火剤は所定のもので使用されており、かつ、規定量以上であること。
	設備	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれのない場所であること。
	表示		適正に設けてあること。
	標識		高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
容器	貯蔵容器	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	容器弁		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
	容器弁開放装置		
	加圧式貯蔵タンク	目視により確認する。	JIS B 8270 に適合するもの又はこれと同等以上の強度及びび耐食性を有するものであること。
等	定圧作動装置		a 貯蔵タンクごとに設けられていること。 b 貯蔵タンク内の圧力が設定圧力になったときに放出弁を開放させることができ るものであること。 c 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官 が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	充	充	a 第1種粉末にあつては、0.85以上1.45以下であること。 b 第2種粉末又は第3種粉末にあつては、1.05以上1.75以下であること。 c 第4種粉末にあつては、1.50以上2.50以下であること。
	比		
	置		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が 登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
加圧用ガス容器	場所等	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれのない場所であること。
	加圧容器	目視により確認する。	a 高圧ガス保安法による容器検査合格品であること。 b 取付枠に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあつては閉閉が 定位置となっていること。
	容器弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が 登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	容器弁開放装置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
種別			ガス種別は、適正であること。
ガス量			ガス量は、規定量以上であること。

起動用ガス容器	設置場所	目視により確認する。	防護区画以外の場所であること。 温度変化の少ない場所であること。 直射日光及び雨水のかかるおそれのない場所であること。
機	構造	目視により確認する。	内容積は0.27ℓ以上であること。 二酸化炭素の量は、145g以上であること。 充てん比は、1.5以上であること。
器	容器	目視により確認する。	容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
設置場所等	設置場所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。
機	器	目視により確認する。	選択弁又はその直近に選択弁である旨及びびどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。
器	器	目視により確認する。	起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく確実に接続されていること。
機	器	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
手動起動装置	設置場所等	目視及びブスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。
機	器	目視により確認する。	一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。
器	器	目視により確認する。	操作部は、床面からの高さ0.8m以上、1.5m以下の位置に設けてあること。
機	器	目視により確認する。	直近の見易い箇所に「粉末消火設備手動起動装置」の表示が設けてあること。
手動起動装置	設置場所等	目視により確認する。	起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。
機	器	目視により確認する。	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実に行えるものであること。
器	器	目視により確認する。	扉は、封印されていること。
機	器	目視により確認する。	電氣式のものには、電源表示灯等が設けてあること。
手動起動装置	設置場所等	目視により確認する。	a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること (局所放出方式専用ものを除く。) c 停止スイッチが設けられていること (局所放出方式専用ものを除く。) d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。
機	器	目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の被害による被害を受けるおそれのない箇所に設けてあること。
器	器	目視により確認する。	a 自動手動切替装置及び表示灯が設けられていること。 b 自動手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
機	器	目視により確認する。	自動火災報知設備の基準の例に準じて設けてあること。

警報装置	設置位置	目視により確認する。	各防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。 全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音声によるものであること。 音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
	設置位置	目視により確認する。	
制御装置	設置場所等	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の被害を受けるおそれのない箇所に設けてあること。 c 地震等により倒れないよう堅固に設けてあること。
	制御装置	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 電源を確認する表示灯・復旧スイッチが設けてあること。
配管バルブ類	状況	目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護装置が備わっていること。 全域放出方式のものにあつては、起動装置の作動から放出までの時間が20秒以上となる遅延装置が設けられていること。
	管路等	目視により確認する。	a 自動・手動の切替え表示灯が設けられていること。 b 切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配管バルブ類	停止弁	目視により確認する。	変形、損傷及びぶくれ等がなく接続が確実であること。
	材質	目視により確認する。	集合管、連結管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。 逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
口径・使用数等	口径	目視により確認する。	a 鋼管にあつては、JIS G 3452 に適合し（蓄圧式のうち、圧力が2.5MPaを超え4.2MPa以下のものにあつては、JIS G 3454 の STPG のうち、呼び厚さでスケジュール40 以上のもの。）、亜鉛メッキ等により防食処理したもの又は、同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 b 鋼管にあつては、JIS H 3300 に適合し、調整圧力又は最高使用圧力の1.5倍以上の圧力に耐えるものであること。 c 管継手は、次によるものであること。 ① フランジ継手は、ねじ込み式は JIS B 2238、B 2239、溶接は JIS B 2220 ② フランジ継手以外で、ねじ込み式は JIS B 2301、溶接は JIS B 2311、B 2312 ③ ①②と同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 d バルブ類は、JIS H 5120、H 5121 若しくは、G 5501 に適合するもので防食処理をしたもの又は、これと同等以上の強度、耐食性、耐熱性を有するものであること。 e 貯蔵容器等から、配管の屈曲部までの距離は、当該管径の20倍以上であること（消火剤と加圧用ガス等が分離しない構造のものを除く。）。 f 構造は、適正なものであること。
	使用数	目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。
安全装置	安全装置	目視により確認する。	選択弁を設けるものにあつては、貯蔵容器等から選択弁までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。

噴射ヘッド	設置場所等	目視により確認する。	有効に消火できるよう設けてあること。 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防護区画等	防護区画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開口部の自動閉鎖装置等	目視により確認する。	床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。
電源	消火剤を付加する開口部面積	目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消火剤流出防止措置	目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
ノズル・ホース等	常用電源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種類	目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
構造	設置位置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設けてあること。
	性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル閉鎖弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
表示灯・標識	設置位置	目視により確認する。	a 設置位置が適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の粉末消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
	性能	目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源は、地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
耐震措置	位置	状況を目視により確認する。	

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
容器弁開放装置の作動試験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置を操作し、又は自動起動装置にあつては感知器を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えてそれぞれ試験すること。	破開針は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。
※容器弁のバルブ類の開放試験	加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓し、バルブ類を手動操作することにより、容器弁の開放を確認する。	容易に開放できること。

<p>選 択 弁 作 動 試 験</p>	<p>各系統ごとに加圧用ガス容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあっては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。</p>	<p>自動及び手動による作動が確実であること。</p>
<p>制 御 装 置 試 験</p>	<p>容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。</p>	<p>遅延装置は、設定時間どおりに作動すること。 注：装置を作動させるときは、必ず「容器弁開放装置」を取り外して行うこと。</p> <p>遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、放出機構が停止すること。</p> <p>放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できないものであること。</p> <p>切替スイッチは専用のものであり、操作が確実に行えるものであること。</p>
<p>警 報 装 置 試 験</p>	<p>手動起動装置によるものにあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。</p> <p>自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。</p>	<p>手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。</p> <p>警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。</p> <p>音量は、防護区内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。</p> <p>注意音を補助させた後に苦声による警報が行えるものであること。</p>
<p>附 属 装 置 連 動 試 験</p>	<p>電気式のものにあっては、起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用ガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。</p>	<p>手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されていた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合、自動的に警報を発するものであること。</p> <p>設定時間内に確実に作動すること。</p> <p>防護区内外から復旧操作が容易に行えること。</p>

定圧作動装置 試験	作動圧力	貯蔵タンクに圧力計を接続した後試験用のガスで貯蔵タンクを加圧し、定圧作動装置が作動すると同時に試験用のガスを停止して圧力計の圧力及び作動するまでに要した時間を測定する。	定圧作動装置の作動圧力は、適正であること。 定圧作動装置が作動するまでに要した時間は、適正であること。
	作動時間		
放出表示灯試験	試験	圧力調整器の二次側を締切状態にし、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
圧力調整装置試験	試験	圧力調整器の二次側を締切状態にした後、試験用のガスを加圧して作動状況を確認する。 注：確認は、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を、ガス圧力又は電氣により作動させて行う。	圧力調整機能及び調整圧力値が適正であること。
クリーニング装置試験	試験	クリーニング操作により試験用のガスを放出する。	ガスの導通が確実であること。

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破断板の基準」(昭和51年消防庁告示第9号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目	試験方法	可否の判定基準
総合試験	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出による通気状況、各部の状況等を確認する。 この場合において、試験用ガスは、窒素ガス又は空気をを用いて行うものとし、当該設備の貯蔵容器又は貯蔵タンクに、当該設備の使用圧力と等しい圧力に加圧し放出する。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出経路に洩れがないものであること。 試験用のガスの放出により通気が確実であること。 集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。 音警報装置の鳴動が確実であること。 当該区画表示灯が点灯又は点滅すること。 附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実であること。 ホース及びホース接続部から、試験用ガスの洩れがないこと。
全域放出方式又は局所放出方式	選択弁作動状況・放出経路	
作動試験	通気状況	
	気密状況	
	音警報装置作動状況	
移動式	放出表示灯点灯状況	
	附属装置作動状況	
移動式	移動式作動状況	

第14 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
火災通報装置	本体設置場所等	目視により確認する。	<p>a 防災センター等に設けてあること。</p> <p>b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	<p>機能に影響を及ぼさないように設置されていること。</p> <p>a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 手動起動装置には、該操作を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>c 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p> <p>d 電源監視装置は正常であること。</p> <p>e 電話回線等の接続が確実であること。</p> <p>f ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。</p> <p>g 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。</p>
	取扱表示等	目視により確認する。	<p>a 取扱方法の概要及び注意事項等が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。</p> <p>b 操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。</p>
	予備電源	目視により確認する。	<p>所定の予備品、回路図等が備えられていること。</p> <p>電源の容量が適正であること。</p> <p>密閉型蓄電池であること。</p>
	電源の種類別設置状況	目視により確認する。	<p>a 配線は、確実な配線にされていること。</p> <p>b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
遠隔起動装置等(遠隔起動装置等を有するものに限る。)	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>b 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	<p>機能に支障を及ぼすことがないよう設置されていること。</p> <p>a 手動起動装置には、該操作を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p>

<p>c. 配線等の接続が確実であること。 d. ヒューズ等は、容易が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。 e. 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。 f. 機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。</p>	<p>取扱表示等 目視により確認する。</p>	<p>a 変形、損傷、腐食等がないこと。 b 操作部分については、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。 c 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。</p>
<p>回線終端装置等</p>	<p>構造・性能 目視により確認する。</p> <p>電源 常用電源 予備電源 種別 設置状況</p>	<p>a 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 b 電源監視装置は正常であること。 c. 電話回線等の接続が確実であること。 d. 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。 電源の容量が適正であること。 密閉型蓄電池であること。 a 配線は、確実に行われていること。 b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
<p>その他</p>	<p>発信機設置場所等 目視により確認する。</p> <p>操作部 目視及びスケール等を用いて確認する。</p> <p>構造・性能 目視により確認する。</p> <p>予備品等 目視により確認する。 標識板 目視により確認する。</p>	<p>次のいずれかの場所に設けてあること。 a 多数の者が目によれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる場所 b 防災センター等 a 押しボタンは、床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあること。 b 押しボタンの前面には、保護板が操作上支障のないように有効に設けてあること。 a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷、腐食等がないこと。 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 a 発信機の直近には、標識板が設けられていること。 b 発信機の付近に常夜灯が設けられていないときは、標識灯とし、発信機の直近に設けてあること。</p>

<p>イ 機能試験</p>		<p>試験項目</p>	<p>試験方法</p>	<p>合否の判定基準</p>
<p>通報試験</p>	<p>起動機能</p>	<p>手動起動装置</p>	<p>手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。</p>	<p>a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択信号(119番)は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。</p>

<p>連動起動機能 (自動火災報知設備 と連動する 火災通報装 置に限る。)</p>	<p>自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。</p>	<p>a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号(119番)は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。</p>
<p>※優先通報機能</p>	<p>遠隔起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。 火災通報装置が接続されている電話回線を試験装置等により通話状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、起動状況を確認する。</p>	<p>a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号(119番)は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。 火災通報装置が接続されている電話回線から蓄積音声情報から蓄積音声情報が正常に送出されること。本体に接続されている電話機が使用中の時は強制的に切断し、優先的に接続されること。</p>
<p>※通報頭出し機能</p>	<p>手動起動装置の操作及び連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、試験装置の消防機関側電話機で応答し、通報の開始状況を確認する。</p>	<p>蓄積音声情報が常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができよう措置されていること。</p>
<p>手動起動装置優先機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)</p>	<p>連動起動機能により起動させ、蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置を操作して確認する。</p>	<p>手動起動装置を接続後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。</p>
<p>蓄積音声情報</p>	<p>手動起動装置の操作及び連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、確認する。</p>	<p>※a 蓄積音声情報が、選択信号送出後自動的に送出されること。 b 蓄積音声情報は、次によること。 ※(a) 通報信号音及び音声情報により構成されるものであること。 (b) 通報信号音及び音声情報は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定めるところによること。 ① 手動起動装置の操作により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が概ね800Hzの単音を3音連続したものを2回反復したものであること。 イ 音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報が、これこれに開連する内容であること。 ② 連動起動機能により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が440Hz以上の単音を2音連続したものを2回反復したものであること。また、第2音の周波数が第1音の周波数の概ね6分の5であること。 イ 音声情報は、自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報が、これこれに開連する内容であること。 ※(c) 一区切りの蓄積音声情報は30秒以内であること。</p>

			<p>(d) 音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調であること。</p> <p>※(e) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させてあること。</p> <p>c 電話回線に選択信号又は蓄積音声情報を送出している間、選択信号にあっては信号音、蓄積音声情報にあっては音声等をモニター用スピーカーで確認できること。</p>
<p>※ 再呼出し機能</p>	<p>消防機関側の電話機を通话中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、起動状況を確認する。</p>	<p>消防機関側の電話機を通话中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させて、一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に10秒間電話回線を開放し、試験装置の消防機関側から呼返し信号を送出し、応答状況を確認する。</p>	<p>自動的に再呼出しすること。</p>
<p>※ 通話試験</p>	<p>通話機能等（特定火災通報装置を除く。）</p>	<p>蓄積音声情報の呼返し状況</p>	<p>呼返し信号により、受信を可聴音により表示し、火災通報装置側の電話機が呼び出され、試験装置の消防機関側の電話機との間で相互通話することができること。</p>
<p>通話機能等（特定火災通報装置に限る。）</p>	<p>ハンズフリー通話への移行状況</p>	<p>不応答時の通報継続状況</p>	<p>火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。</p>
<p>切替状況</p>	<p>通話終了後の呼返し状況</p>	<p>手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機との間で相互通話することができること。</p>	<p>呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。</p>
<p>ハンズフリー通話への移行状況</p>	<p>通話機能等（特定火災通報装置に限る。）</p>	<p>ハンズフリー通話状態に自動的に移行し、消防機関側の電話機との間でハンズフリー機能による相互通話ができること。</p>	<p>呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。</p>

切替状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動させて、蓄積音声情報を通報中に、手動操作により、電話回線を送受話器側に切換える。）	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機とハンズフリー通話機能による通話ができること。
	電話回線の保持状況	通報中に電話回線が開放されないこと。
電源試験	モニタ機能	選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
	電源の自動切替機能	電源の自動切替機能が正常であること。
作動試験	電圧	電圧が所定の範囲内であること。
	試験	<p>a 火災信号の受信完了までの所要時間（記録式の場合、同じ信号を2回記録するまでの所要時間）は、20秒以内であること。</p> <p>b 音響装置が正常に作動すること。</p>
その他		

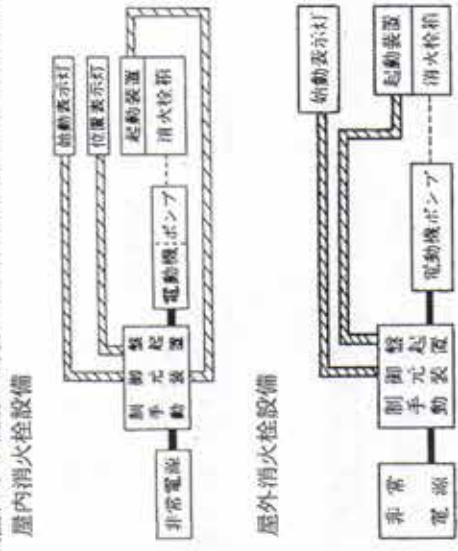
- 備考 1 火災通報装置の機能試験に用いる試験装置は、所定の性能を有していること。
- 2 試験装置の使用の際には、当該防火対象物の電話回線の選択信号と合わせること。
- 3 試験終了後、電話回線に接続する場合には装置本体が復旧していることを確認すること。
- 4 ※印の試験は、「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されたものにあつては、省略することができる。

第28 配線

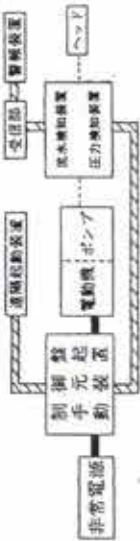
消防用設備等に係る配線の工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目	設置場所等	試験方法	合否の判定基準
電源回路の開閉器・遮断器等	設置場所等	目視により確認すること。	<p>a 配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）に適合するものに収納されているか又は不燃専用室に設けられていること。</p> <p>b 電動機の手元開閉器（電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等）は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けてあること。</p>
	開閉器	目視により確認すること。	<p>a 専用であること。ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項第4号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第16号の規定によりIP電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等（以下「回線終端装置等」という。）であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に壊まないように措置されている場合は、この限りでない。</p> <p>b 開閉器には、消防用設備等である旨（分岐開閉器にあっては個々の消防用設備等である旨）の表示が付されていること。 なお、回線終端装置等に用いるものにおいて火災通報装置に係る回線終端装置用である旨の表示が付されていること。</p>
遮断器		目視により確認すること。	<p>a 電源回路には、地絡遮断装置（漏電遮断器）が設けられていないこと。</p> <p>b 分岐用遮断器は、専用のものであること。</p> <p>c 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。</p>
			<p>a 次図に示す配線の部分が耐火耐熱保護配線となっていること。</p>



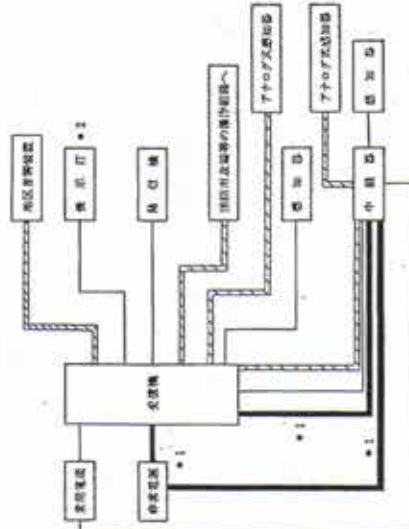
③ スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備



④ 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備



⑤ 自動火災報知設備



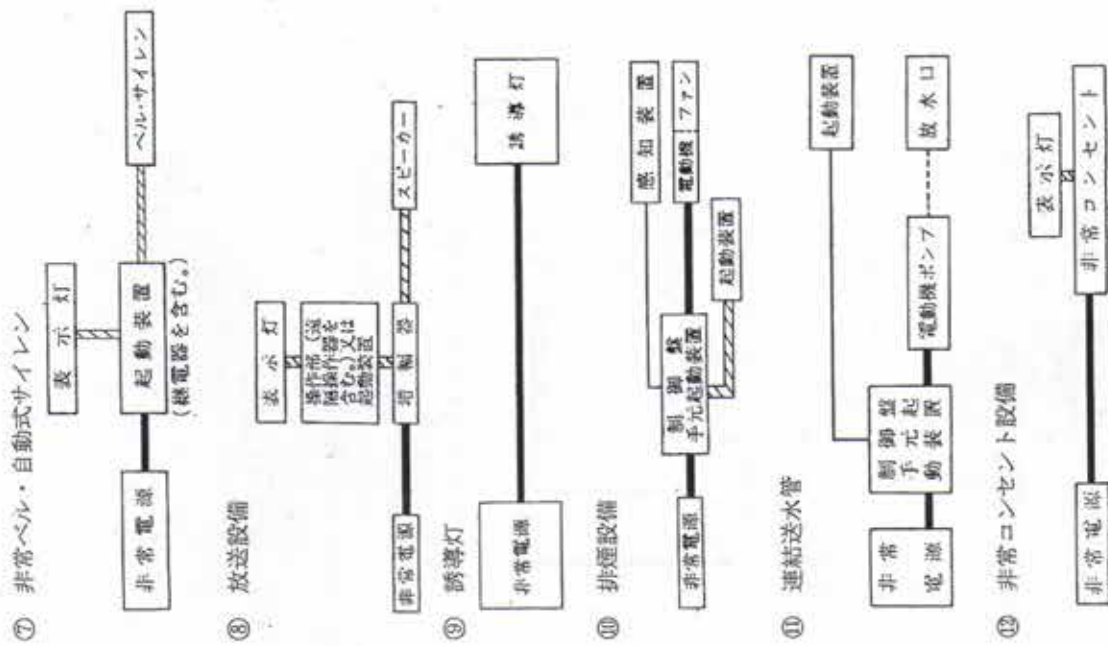
注 *1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）

*2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

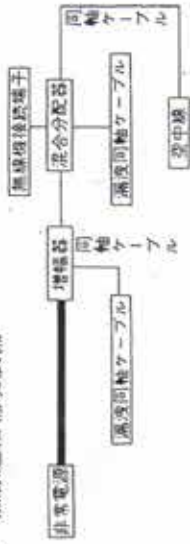
⑥ ガス漏れ火災警報設備



耐火・耐熱保護
配線
〔電源回路・操
作回路・表示
灯回路・警報
回路〕



⑬ 無線通信補助設備



備考
 —は耐火配線、---は耐熱配線、——は一般配線、
は水管又はガス管を示す。

- a 耐火・耐熱保護配線に使用する電線の種類は、工事方法の表に示すものであること。
- b 消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができなければならないこと。
- a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。
- b ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の電源と電源回路との接続にコネクタを用いるもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）にあつては、容易に離脱しない構造のコネクタであること。
- c 放送設備のスピーカに音量調整器を設けた場合は、3線式配線にしてあること。
- a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。
- b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。
- c 所要の保護措置が講じてあること。

電線の種類・太さ
目視により確認する。

配線方法
目視により確認する。

接続
目視により確認する。

次表に掲げる工事方法となっていること。
 耐火耐熱保護配線の工事方法

電線の種類	工事方法
-------	------

工 事 方 法 目視により確認する。

耐 火 配 線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ EPゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ CDケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロアレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ EPゴム絶縁クロロアレンシースケーブル ・ バスダクト 	<p>1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されたい。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシヤフト及びビットの区画内に設ける場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。) において、この限りでない。</p> <p>2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐火効果のある方法により保護されていること。</p>
耐 熱 配 線	<p>耐火電線 MIケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ EPゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ CDケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロアレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ EPゴム絶縁クロロアレンシースケーブル ・ バスダクト <p>耐火電線 耐火電線</p>	<p>ケーブル工事等により施設されていること。</p> <p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事(不燃性のダクトに布設するものに限る。)により布設されていること。</p> <p>ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシヤフト及びビットの区画内に設ける場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。) において、この限りでない。</p>

MIケーブル

電線の種類及び太さは、次の表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線に使用する電線	JISC3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm ² 以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径1.0mm以上
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径1.0mm以上
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径1.0mm以上
架空配線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*
	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径1.0mm以上
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0mm以上
	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*
地中配線に使用する電線	JISC3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線に使用する	JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上

電線の種類・太さ 電線の種類・太さを確認する。

配線 (耐火耐熱保護配線を除く)
 (自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備)

配線方法	配線方法	接統
<p>配線**</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>
<p>接統</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>

配線**

注 JIS: 日本工業規格 JCS: 日本電線工業会規格

備考 *は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類の欄に掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さの欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

- a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。
- b 60V未満の弱電流回路に接続する電線を除き、配線に使用する電線とその他の電線とは同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合においては、その仕切られた部分は別個のダクトとみなす。）若しくは線び又はプルボックス等の中に設けていないこと。
- c 常時閉路方式の配線にあつては、容易に導通の有無がわかるように、その回路の末端に終端器等が設けられるとともに送り配線となつていないこと。
- d 次に掲げる回路方式が用いられていないこと。

- (a) 接地電極に常時直流電流を流す回路方式
- (b) 自動火災報知設備にあつては、感知器、発信機又は中継器の回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）
- (c) ガス漏れ火災警報設備にあつては、検知器の接続される外部配線と他の設備（当該設備を接続したことによりガス漏れ信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）への外部配線とを共用する回路方式
- (d) 消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、信号回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）

- a 端子との接続はゆるみ、破損等がなく確実に接続すること。
- b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。

配線ごとに使用される電線の種類及び太さは、次表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
操作電源の配線に用いる電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.6mm以上
	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.6mm以上
変流器の一次側屋内配線に使用する電線	JIS C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm ² 以上
	JIS C 3307	導体直径

配線（耐火・耐熱保護配線を除く。）
〔漏電火災警報器〕

電線の種類・太さ

電線の種類・太さを確認する。

変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線	(600Vビニル絶縁電線 (IV)) JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	1.0mm以上 導体直径 1.0mm以上 導体直径 0.5mm以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径 1.0mm以上 導体直径 2.0mm以上 導体直径 1.0mm以上 導体直径 0.5mm以上
変流器の二次側架空配線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径 2.0mm以上の硬銅線* 導体直径 2.0mm以上 導体直径 1.0mm以上 導体直径 0.5mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径 1.0mm以上 導体直径 0.5mm以上
地中配線に使用する電線	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.6mm以上
	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0mm以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.6mm以上
音響装置の配線に使用する電線	JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径 0.5mm以上

備考 *は、屋内型変流器の場合に限る。
 **は、径間が10m以下の場合には導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。
 ***は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS 4396以外の規格に適合する電線と、それぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。
 注 JCS 日本電線工業会規格
 電工工作物に係る法令により確実に施工されていること。
 a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実にすること。
 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。
 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

配線方法	目視により確認する。
	目視により確認する。
接続	目視により確認する。

イ 機能試験

試験項目	日	試験方法	合否の判定基準																								
接地抵抗試験		<p>電路に接続されている機械器具について、接地抵抗計を用いて接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。ただし、電気設備に関する技術基準等の規定により接地工事を要しないものにあつては、接地抵抗値を測定しないことができる。</p>	<p>測定値は、次表に掲げる数値であること。 ① 低圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>接地線の種類</th> <th>接地抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電圧の種類による機器</td> <td rowspan="2">接地工事の種類</td> <td>D種</td> <td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>10Ω以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">300Vを超えるもの</td> <td></td> <td>10Ω以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは500Ω 高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>接地線の種類</th> <th>接地抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">接地工事の種類</td> <td rowspan="2">A種</td> <td>引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線</td> <td>10Ω以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		接地線の種類	接地抵抗値	電圧の種類による機器	接地工事の種類	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	C種	10Ω以下	300Vを超えるもの			10Ω以下	区分		接地線の種類	接地抵抗値	接地工事の種類	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下		
区分		接地線の種類	接地抵抗値																								
電圧の種類による機器	接地工事の種類	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線																								
		C種	10Ω以下																								
300Vを超えるもの			10Ω以下																								
区分		接地線の種類	接地抵抗値																								
接地工事の種類	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下																								
絶縁抵抗試験 〔低圧(交流にあっては600V以下、直流にあっては750V以下。)回路〕		<p>電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路等の電圧電路について大地間及び配線相互間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、試験を行うことにより障害を与えるおそれのある電子部品等を使用している回路においては省略することができる。</p>	<p>測定値は、次表に掲げる数値以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V以下</td> <td>0.1MΩ</td> </tr> <tr> <td>対地電圧が150V以下の場合</td> <td>0.2MΩ</td> </tr> <tr> <td>対地電圧が150Vを超え300V以下</td> <td>0.4MΩ</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電路の使用電圧の区分	絶縁抵抗値	300V以下	0.1MΩ	対地電圧が150V以下の場合	0.2MΩ	対地電圧が150Vを超え300V以下	0.4MΩ	300Vを超えるもの															
電路の使用電圧の区分	絶縁抵抗値																										
300V以下	0.1MΩ																										
対地電圧が150V以下の場合	0.2MΩ																										
対地電圧が150Vを超え300V以下	0.4MΩ																										
300Vを超えるもの																											

<p>絶縁耐力試験 〔高圧（低圧を超える電圧）回路〕</p>	<p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p> <p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）、「電気設備の技術基準の解釈」（平成9年制定・平成12年改正）第14条に定める試験電圧を電路と大地との間（多心ケーブルは、心線相互間及び心線と大地間）に連続して10分間加える。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>高圧回路は、連続して10分間これに耐えること。</p>
------------------------------------	---	--------------------------------

第31 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる区分及び項目に応じた試験方法及び可否の判定基準によること。
 ア 外観試験

試験項目		試験方法	可否の判定基準
設備	構造・性能	目視により確認する。	設置場所に応じた設備が設置されていること。 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第13号。以下「第13号告示」という。)に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。
	ユニット(格納箱に消火薬剤貯蔵容器、受信装置、作動装置、加圧用ガス容器等が収納されたもの)	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。 b 火災等の被害を受けるおそれのない場所に設けられていること。ただし、II型にあつては、難燃性の箱に収納されている場合を除く。 c 周囲に障害物がなく、整理整頓とんされ、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。 d 直射日光及び雨水等のかかるおそれのない場所であること。 e 格納箱は、地震等により倒れないように床又は壁に堅固に固定されていること。 パッケージ型自動消火設備である旨の表示、取扱い上の注意事項、取扱い方法等の各表示が適正にされていること。
同時放射区域	目視により確認する。	a 同時放射区域は、居室等及び倉庫等ごとに設定されていること。 b 同時放射区域は、壁、ふすま等で区画されている部分であること。 c 1の同時放射区域を2以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、連動して作動するものであること。 d 隣接する同時放射区域は、パッケージ型自動消火設備を共用していないこと。ただし、第13号告示第4第6号ハイ、ロ及びハにあつては、この限りでない。	
※貯蔵消火薬剤	目視及び液面計又はてこ棒式測定器により確認する。	a 変形、漏液、逸脱のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 表示が適正にされていること。	
機器蓄圧式	目視により確認する。	a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。	
※消火薬剤貯蔵容器等	目視により確認する。	a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。	

	加圧式	バルブ類		目視により確認する。	変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。 変形、損傷等がなく、指針が緑色範囲内にあること。 a 変形、漏液、塗膜のはく離等がないこと。 b 容器支持具等に確実に固定されていること。 c 表示が適正にされていること。
		指	計		
※加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	安全装置		目視により確認する。	変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。 変形、損傷、つまり等がないこと。 a 変形、損傷、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 高圧ガス容器に該当するものにあつては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容器	弁		
※起動装置	感知部	作動装置 (容器弁開放装置)		目視により確認する。	変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。 変形、損傷等がなく、容器弁に確実に取り付けられていること。 変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。 所定の種類のガスであること。 所定のガス量の容器が使用されていること。
		圧力調整器	配管		
※受信装置	表示灯・スイッチ	感知方法		目視により確認する。	検出方式の異なる2以上のセンサーにより構成され、同時放射区域内の火災を有効に感知できる位置に設けられていること。 感知器型感知部にあつては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)の規定に適合し、消防法施行規則第23条第4項に定めるところにより設置されており、その他の感知部にあつては、上記に準じて設置されていること。 a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。 c 鍵等を用いなければ作動できないようになっていないこと。
		感知器	感知		
中	継装装置	防護措置		目視により確認する。	火災表示灯、電源表示灯、復旧スイッチが設けられていること。 制御基盤等には、衝撃、じんあい等から保護するために適切な防護措置が講じてあること。 所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
		予備品	等		
		継装装置		目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。

※選 外	機 形	等 等	目視により確認する。	第13号告示が定める基準に適合するものであること、又は当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。 変形、損傷等がなく、結合部に緩み、脱落等がないこと。
※機	器	等	目視により確認する。	a 第13号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合している旨の認定合格証が貼付されていること。 b 金属材料で造られていること。金属材料以外の場合は、火災による熱に対する措置が講じられていること。
設	置 状	沉		a 変形、損傷、つぶれ等がなく、確実に接続されていること。 b 他のもの支え、つり等に利用されていないこと。 c 適正な長さであること。
※配	管 系	路		a 集合管、導管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。 b 適正なサイズ及び機器であること。
耐	震 措	置		振動による変形、損傷等が生じないように措置されていること。
放 出 口	配 置 方 法	等	目視により確認する。	a 適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。 b 放出口の周囲に消火薬剤の放射分布を妨げるものがないこと。
	配 管 と の 接 続 放 射 障 害	管	目視により確認する。	確実に接続されていること。 周囲に消火薬剤の放射障害となるものがなく、取付け角度が適正であること。
※機	器	等	目視により確認する。	a 第13号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合している旨の認定合格証が刻印又は貼付されていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。
電	源	源	目視により確認する。	a 主電源に電池以外から供給される電力を用いるもの (a) 専用の回路となつていないこと。 (b) 開閉器の容量が適正であること。 b 主電源に電池を用いるもの 電池本体に、変形、損傷、漏液等がないこと。
	常 用 電 源			a 変形、損傷、漏液等がないこと。 b 所定の容量のものが取り付けられていること。
	非 常 電 源 (内蔵型のものに限る。)			

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合 否 の 判 定 基 準
作 動 試 験	※貯蔵容器、加圧用器、ガス容器等	容器弁開放装置を容器弁等から取り外し、起動装置を作動させ作動状況を確認する。 手動起動装置を有するものにあつては、キー等を用いて手動で作動させ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
	指示圧力計	蓄圧式にあつては、標準圧力計を取り付けて確認する。	指示圧力計の指示値が適正であること。

	バ	ル	ブ	類	手で操作することにより作動状況を確認する。	開閉操作が容易であること。
	圧	力	調	器	加圧式にあっては、圧力調整器の二次側を締切状態にした後、加圧して作動状況を確認する。	圧力調整機能が正常であり、調整圧力値が適正であること。
※	選	択	弁		系統ごとに、電気式のものにあっては受信装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
※	起	動	装	置	自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	受信装置に火災信号を確実に送信すること。
※	手	動	起	動	装置	作動が確実であること。
				(手動起動装置を有するものに限る。)		
※	警	報	及	び	表	
				示	感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにおいては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。	a 第1信号を受信した場合に警報音又は音声を発し、警報中に当該警戒区域内の他の感知部から第2信号を受信した場合に自動的に作動装置及び選択弁等に信号を送信すること。 b 2以上の警戒区域から火災信号を受信できるものにあつては、火災信号を発生した警戒区域と受信装置の警戒区域の表示が一致すること。 c 警報音又は音声は、火災が発生した旨を関係者等に有効に知らせることができること。
中	復	旧	ス	イ	ツ	
					チ	a 復旧スイッチは専用であること。 b 定位位置に自動的に復旧しないスイッチにあつては、当該スイッチが定位位置にないとき、音声の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。 作動が確実であること。
非	常	電	源	端	子	
					電	電源の自動切替機能が正常であること。
					圧	所定の電圧値及び容量を有していること。
					・	
					容	
					量	

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消防火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

総合試験は、1のユニットごとに任意の1の同時放射区域を選択して行うこと。

試験項目	試験方法	合否の判定基準
選択弁作動状況	<p>試験用ガスをを用いて非常電源に切り替えた状態（非常電源が設けられていないものにあつては監視状態）で、次の項目を確認する。</p> <p>① 加熱試験器等により感知部を作動させ、1の感知部が作動した場合に受信装置の表示灯が点灯（点滅）するとともに警報装置が鳴動すること。</p> <p>② ①の後、引き続き2個目の感知部が作動した場合に作動装置、開放装置等が作動して試験用ガスが放出すること。ただし、II型のうち2個目の感知部の作動により、起動することが確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>③ 復旧スイッチを設けるものにあつては1の感知部が作動した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報装置が停止すること。</p>	<p>a. 試験用ガスをを用いて確認するもの</p> <p>(a) 1の感知部の作動により警報音又は音声を発し、同一の同時放射区域にある2個目の感知部の作動により作動装置及び選択弁が作動すること。</p> <p>(b) 試験用ガスが正常に導通すること。</p> <p>b a以外によるもの</p> <p>1の感知部の作動により、同一の同時放射区域にある2個目の感知部が正常に導通すること。</p>
総合作動試験	<p>② ③の項目は、II型のうち2個目の感知部の作動により、起動することが確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>③ 復旧スイッチを設けるものにあつては1の感知部が作動した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報装置が停止すること。</p>	<p>1の感知部が作動した時点で加熱（加煙）をやめ、その後復旧スイッチを操作した場合、警報装置が停止すること。</p>

備考 ※印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

第7 ハロゲン化物消火設備

1 一般的留意事項

- (1) 点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。
- (2) 点検時、機器を取り外すものにあつては、点検終了後、接続部の緩み、脱落及び封印等の再確認を行うこと。

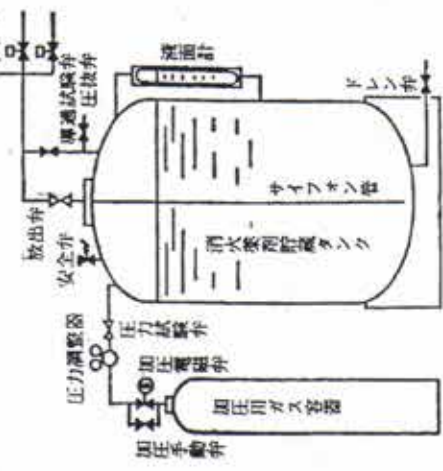
2 機器点検

点検項目	点検方法	判定方法 (留意事項は※で示す。)
蓄圧式ハロゲン化物貯蔵容器等	目視及び棒状温度計 (JIS規格品) により確認する。	<p>ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。</p> <p>イ 温度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。</p> <p>ウ 直射日光、雨水等の影響を受けおそれがないこと。</p> <p>エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。</p> <p>※ ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するハロゲン化物消火設備にあつては、注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。</p>
外形	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。</p> <p>イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。</p> <p>ウ 容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。</p>
表示及び識別	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵容器の設置場所には、「ハロン1301消火貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所 (高圧ガス300m²-液化ガス3,000kg) に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。</p>
消火剤量	<p>次の方法により確認する。</p> <p>(1) 秤を用いて行う方法</p> <p>① 容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外して計量する。</p> <p>② 秤の上に乗せ計量する。</p> <p>③ 消火剤量は測定値から、容器弁 (サイフオン管を含む。) 及び容器の質量を差し引いた値とする。</p> <p>(2) 液面計 (液化ガスレベルメータ) を用いて行う方法</p> <p>① 液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。</p> <p>② 容器は通常の状態のまま、液面計のプローブと放射熱源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。</p>	<p>消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の10%以内であること。</p> <p>※(7) 秤による場合</p> <p>秤は校正されたものを使用すること。</p> <p>(イ) 液面計による場合</p> <p>a 放射熱源 (コバルト60) は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取り扱い店等に連絡すること。</p> <p>b コバルト60の有効使用期間は約3年であり、経過しているものにあつては取り扱い店等に連絡すること。</p> <p>(ウ) 共通事項</p> <p>a 容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。</p> <p>b 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。</p>

容器弁	外形	<p>③ 液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。</p> <p>④ 液面の高さと消火剤量との換算は、専用の換算表を用いて行う。</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
容器弁	安全性	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予防第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検</p>	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予防第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
安全装置(容器弁に設けられたものに限る)	外形	<p>目視により確認する。</p> <p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予防第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予防第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
容器弁開放装置	外形	<p>目視により確認する</p>	<p>ア 変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>イ ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>ウ 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部に著しい錆がないこと。</p> <p>エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。</p> <p>オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p>

電気式の容器弁開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動式起動装置等を使用して電気的作動の状態を確認する。</p> <p>(3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手で操作して作動を確認する。</p> <p>(4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。</p> <p>(5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。</p>	<p>破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>端子の登り、リード線の損傷、断線等がないこと。</p> <p>規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>※ (7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p> <p>(4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
ガス圧式の容器弁開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにおいては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにおいては、ガス圧をかけて、破開針又はカッター等が作動することを確認する。</p>	<p>ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>作動及び復元作動は正常であること。</p>
指示圧力計	目視により確認する。	<p>変形、損傷等がないこと。</p> <p>指示圧力値が適正であり、確実に作動すること。</p>
連結管及び集合管	目視及びスバナ等により確認する。	<p>変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>確実に接続されていること。</p>

<p>加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器</p>	<p>消防タンク貯蔵タンク</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>防護区画以外で防護区画を通らないで出入りのできる場所であること。 アイ温度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ直射日光、雨水等の影響を受けおそれのないこと。 エ設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。 ※ 注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。</p>
<p>外形</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>ア 貯蔵タンク、加圧用ガス容器、取付弁、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 貯蔵タンク本体は取付弁等に確実に固定されていること。</p>
<p>表示及び標</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>ア 貯蔵タンクの設置場所には、「ハロン2402消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m³=液化ガス3,000kg）に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。</p>
<p>安全装置</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>放出口のつまり、損傷等がないこと。 ア 液面の表示が所定の位置を示していること。 イ 変質、沈殿物、浮遊物等がなく、無色透明であり、比重が適正であること。 ア 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ 閉閉機能を試験用ガスを用いて確認すること。 ウ ガス漏れがないこと。</p>

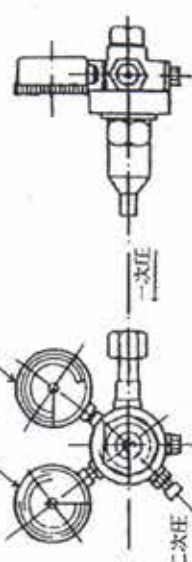


第7-1図 加圧式のハロン2402消火設備の例

放出装置	外形	目視により確認する (1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電氣的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバ等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。 ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ 正常に復旧できること。 ※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (イ) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
放出装置	電気式放出装置	ガス放出装置の開放	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。
バルブ	種類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 閉閉位置が正常であり、閉閉操作が容易にできること。 ※ 点検終了後は、元の閉閉状態に復元しておくこと。
加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	目視及び棒状温度計(JIS規格品)により確認する。	ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りのできる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ 直射日光、雨水等がかかおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
外	形状	目視により確認する。	ア 加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
表	示	目視により確認する。	ア 加圧用ガス容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス300m ³ =液化ガス3,000kg)に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
ガス	質量	圧力試験弁を閉止した後、加圧手動弁を開き、圧力調整器の一次側圧力計に取り付けられている圧力計により確認する。封板式のものにあつては、質量測定又は検圧器具により確認する。	ア 規定量以上であること。 イ 一次側の圧力計の指針が所定圧力範囲を示すこと。 ※ 点検終了後は、加圧手動弁を閉じた後、貯蔵タンクの圧抜弁及び圧力試験弁を閉じて、加圧用ガスの放出を確認した後、復元させること。

容器弁	外形	日視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
安全	外形	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）	外形	目視により確認する。 「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
容器弁開放装置	外形	目視により確認する。 (1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電氣的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバ等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱着等がないこと。 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 正常に復旧できること。 ※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り行うこと。 (4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。

<p>起動用ガス容器等</p>	<p>連結管及び集合管</p>	<p>ガス容器の開放装置</p>	<p>アイピストンロッド及び破開針又は破開針又ははカッター等が復元作動は正常であること。</p>
<p>外部</p>	<p>形状</p>	<p>バルブ類</p>	<p>アイ変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 アイ閉閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※(1) 点検終了後は、元の閉閉状態に復元させておくこと。 (1) 閉閉操作が容易にできることが一度確認されたバルブ類のうち、消火剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等のハロゲン化物消火設備の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものについては、(1)及び(2)の手順により実施する開閉操作の容易性に関する点検を省略することができる。</p>
<p>容器</p>	<p>圧力調整器</p>	<p>目視及び次の手順により確認する。 (1) 加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密結する。 (2) バルブ類を手動操作し、容器弁を開放する。</p>	<p>アイ変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 アイ一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示すこと。 アイ二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し、機能が正常であること。 ウ二次ゲージ (スケール0~2.5MPa) 一次ゲージ (スケール0~24.5MPa以上)</p>
<p>起動用ガス容器等</p>	<p>連結管及び集合管</p>	<p>目視及びスバナ等により確認する。</p>	<p>アイ変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 アイ接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 アイ変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 アイ容器収納箱に設けられているものについては、扉の開閉が容易にできること。 アイ損傷、脱落、汚損等がないこと。 アイ収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。</p>

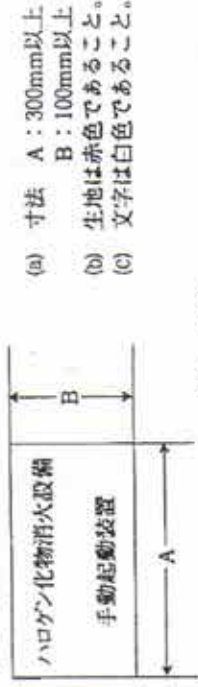


第7-2図 圧力調整器

ガ	ス	<p>次の手順により確認する。</p> <p>(1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管を取り外し、容器収納箱から取り出す。</p> <p>(2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いてガス容器の質量を測定する。</p> <p>(3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量若しくは質量票により確認する。</p>	<p>ア 二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の10%以内であること。</p> <p>※(7) 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。</p> <p>(4) 二酸化炭素の充てん率は1.5以上であること。</p>
容器弁	外形	目視等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
安	全性	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検</p> <p>② 構造、形状、寸法点検</p> <p>③ 耐圧性能点検</p> <p>④ 気密性能点検</p> <p>⑤ 表示点検</p>	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
外	形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)			

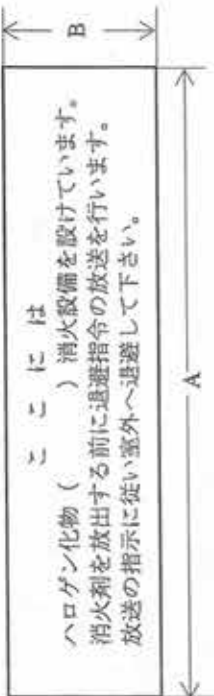
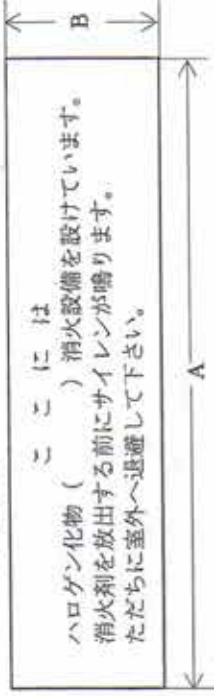
安全	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検 	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
外	形	目視等により確認する。	<p>変形、損傷、脱落等がないこと。</p> <p>ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。</p> <p>容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。</p> <p>安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p>
電	気	の	<p>破閉針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。</p> <p>所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>正常に復旧できること。</p> <p>※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p> <p>(4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
手	動	式	<p>ピストンロッド及び破閉針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。</p> <p>作動が確実であること。</p>
容	器	弁	<p>変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>防護区画以外の場所に設けられていること。</p>
器	弁	開	<p>変形、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。</p>
放	装	置	<p>開閉機能が正常であること。</p>
選	択	弁	<p>目視及び主等操作等により確認する。</p>
機	能	機	<p>目視及び主等操作等により確認する。</p>

開放装置	外形	目視等により確認する。	目視等により確認する。 (1) 端子部分のカバーを外し端未処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置を操作して確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ 手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。 ア 端子盤で接続しているものには端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ 電気操作、手動操作のいずれも作動が確実にあること。 ウ 弁の「開」状態を示す機構を有するものには押えレバー等のロックが確実に外れること。 ※ 貯蔵容器等の電気式開放装置と運動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
	電気式開放装置			ア ビストロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ 弁の「開」状態を示す機構を有するものうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ 押えレバー等にはロックが確実に外れること。 ※ 加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外形	目視及びバナー等により確認する。	目視及びバナー等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ 逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。 逆止弁の機能が正常であること。
	機能	操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	
起動装置	手動起動装置	周囲の状況	目視等により確認する。	ア 操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
	操作箱	操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ 赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ 警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
	表示	表示	目視等により確認する。	ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ 起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。

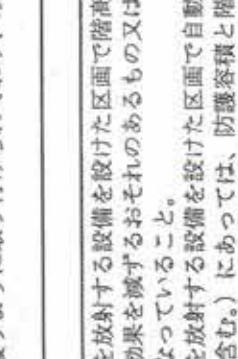


第7-3図

電 表 音 起 ス	源 灯 報 用 チ	目視等により確認する。 目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていないこと。
放 ス 非 ス	出 ス 非 ス	(1) 貯蔵容器又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出用スイッチ等を操作して確認する。 (3) 上記試験を再度行い遅延装置の時間範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ 非常停止が確実にに行えること。 ウ 放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が正常に作動すること。 エ 音響警報装置が作動した後でなければ、放出用スイッチ等を操作しても消火設備が作動しないこと。
表 保 火 自 切	示 護 災 動 替	スイッチ等の操作により確認する。 目視により確認する。 自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。 有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。 自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 ※ 受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
自 起	動 装 置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外し、次により確認する。 ① 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ② 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③ 防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (7) 「自動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (4) 「手動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 ※(7) 点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (4) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
自 切	動 替 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

警報装置外	形	目視等により確認する。	<p>変形、損傷、脱落等がないこと。 警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。</p> <p>① 警報装置が音声の場合</p>  <p>ここに ハロゲン化物 () 消火設備を付けています。 消火剤を放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避して下さい。</p> <p>(a) 寸法 A : 480mm 以上 B : 270mm 以上 (b) 生地は黄色、文字は黒色であること。 (c) 字体は丸ゴシック体であること。 (d) 1文字 25mm²以上</p> <p>※ () 内には消火剤名が記してある。</p> <p>② 警報装置がサイレン、ベル等の場合</p>  <p>ここに ハロゲン化物 () 消火設備を付けています。 消火剤を放出する前にサイレンが鳴ります。 ただちに室外へ退避して下さい。</p> <p>(a) 寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。 (b) 音警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。</p> <p>※ () 内には消火剤名が記してある。</p> <p>第7-4図</p>
音	警報	(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2) 音圧は騒音計(A特性)により確認する。	アイ 正常に鳴動し、音圧は警報装置より約1m離れた位置で90dB以上であること。 アイ 警報系統に誤りがないこと。
音	警報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	アイ 正常に鳴動し、音圧はスピーカーより約1m離れた位置で92dB以上であること。 アイ 警報系統に誤りがないこと。 ウ 起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。

制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
外形	形状	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
電圧	指示計	目視により確認する。 目視及び電源電圧計により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
開閉器及びスイッチ類	種類	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
ヒューズ類	種類	目視により確認する。	指示値が所定の範囲内であること。 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
継電器	種類	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱着、端子の緩み、発熱等がないこと。 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
表示灯	種類	目視により確認する。	損傷、溶断等がないこと。
結線	接続	目視及びドライバー等により確認する。	所定の種類及び容量のものが使用されていること。
接地	接続	目視又は回路計により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
遅延装置	位置	目視又は回路計により確認する。	断線、端子の緩み、脱着、損傷等がないこと。
自動・手動切替機能	位置	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
放出制御機能	位置	目視及び次の操作により確認する。 (1) 手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2) 手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線（音響用・放出起動用・非常停止用等）及び電源線をそれぞれ短絡させる。	作動時間は20秒以上（ハロン2402及びハロン1211を放射するハロゲン化物物消火設備に限る。）であり、設計時の設定値の範囲内であること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
制御盤用音響警報装置	位置	目視により確認する。	切替操作が確実に実行されること。
予備品等	種類	目視により確認する。	放出用起動回路が作動しないこと。
配管等	配管継手	目視により確認する。	短絡試験にあつては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 地絡試験にあつては、起動回路地絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視及び手で触れる等により確認する。	音響警報が確実に作動すること。
消火利等	排出措置	目視及び所定の操作により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
圧力上昇防止措置 (HFC-227ea、HFC-23、FK-5-1-12を放射するものに限る。)	圧力上昇防止措置	目視及び所定の操作により確認する。	損傷、著しい腐食等がないこと。 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

<p>放 出 表 示 灯</p>	<p>(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させ確認する。</p>	<p>ア 設置場所が適当であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ 正常に点灯又は点滅すること。</p>  <p>ガス消火剤充填 危険・立入禁止</p> <p>(a) 寸法 A : 280mm 以上 B : 80mm 以上 C : 約 35mm D : 約 20mm (b) 常時は生地、文字とも白色であること。 (c) 点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d) 本体の色調は赤色であること。</p> <p>第 7-5 図</p>
<p>噴射ヘッド</p>	<p>形</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。</p>
<p>防護区画</p>	<p>放射面変更等</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>周囲に放射の障害となるものがないこと。 ア HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 以外を放射する設備を設けた区画で階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付とすること。 イ HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 以外を放射する設備を設けた区画で自動閉鎖装置を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあっては、防護容積と階高面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 ウ 増・改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。 エ 防護区画内の圧力上昇を防止するための措置及び過度の温度低下を防止するための措置を講じているものにあつては、当該措置に変更がないこと。 オ 局所放出方式にあつては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。</p>
<p>開口部の自動閉鎖装置</p>	<p>外形</p> <p>目視及び手動操作により確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 取付けが完全で、扉等の閉閉が円滑かつ確実にに行えること。 ウ 扉等はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。</p>
<p>電気で作動するもの</p>	<p>手動式起動装置を操作して確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ 確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となった後、消火剤が放出されるようになっていること。 ウ 出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあつては、放出用スイッチ操作後、設定値（ハロン 2402 又はハロン 1211 を消火剤とするものにあつては 20 秒以上とする。）の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>

非常電源 (内蔵型の ものに限 る。)	ガス圧で作動 するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作 管に接続して確認する。なお、試験用ガス に窒素ガス又は空気をを用いるときは噴射ヘッ ドの規定圧力以上に加圧すること。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 確実に作動すること。 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるもの にあつては、復帰が確実に行われること。
外形	形	目視により確認する。	変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等が ないこと。 電槽支持が堅ろうであること。 電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
表示	示	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が 登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
端子	電 圧	(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状 態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電 圧計により確認する。	充電装置の指示範囲内であること。 電池試験用スイッチを約3秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定 指示値の範囲内であること。
切替	装 置	常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示 灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧 したときに自動的に常用電源に切り替わること。
充電	装 置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により 確認する。 (2) 専用回路になっているかを開閉器の開閉 操作により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等 がないこと。 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 過電流遮断器は、操作装置等に適應する容量のものであること。
結線	接 続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
周囲	の 状 況	目視により確認する。	
格納	箱	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 扉の開閉が容易にできること。 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
ホース	ー ス	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等 により確認する。	変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態と なっていること。
ホース	リ ー ル	目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
ノズル	ズ ル	目視及び手で触れる等して確認する。	著しい腐食、つまり等がないこと。 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けら れ、破損、脱落等がないこと。

<p>ノズル開閉弁</p>	<p>目視及び手で操作することにより確認する。</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 開閉操作は容易に行えること。 開閉弁は常時「閉」の状態であること。</p>
<p>表示灯及び標識（移動式に限る。）</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>設置位置が適正であること。 表示灯は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。 移動式のハロゲン化物物消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。</p> <div data-bbox="313 604 501 985" style="text-align: center;"> <p>移動式 ハロゲン化物物消火設備</p> </div> <p style="text-align: center;">第7-6図</p> <p>(a) 寸法 A : 300mm以上 B : 100mm以上 (b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。</p>
<p>耐震措置</p>	<p>目視及びビスバナ等により確認する。</p>	<p>可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。</p>

3 総合点検

点検項目	点検方法	判定方法 (留意事項は※で示す。)														
全域放出方式及び局所放出方式	非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものには、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。 (1) 蓄圧式 ① 放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区域の消火剤必要貯蔵量の10%相当の量(下記表による設置されている消火剤に対する放射区域の消火剤必要貯蔵量1kgあたりの体積で算定した量の窒素ガス又は空気とすること。)を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5本を超えないこととする。	ア 警報装置が確実に鳴動すること。 イ 遅延装置が確実に作動すること。 ウ 開口部の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。 エ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 オ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 カ 放出表示灯が確実に点灯すること。 ※(7) 放射区域は完全に換気するまでには中に入らないこと。 (4) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。														
局所放出方式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火剤</th> <th>1kgあたりの体積 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハロン2402</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ハロン1211</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ハロン1301</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>HFC-23</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>HFC-227ea</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>FK-5-1-12</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 点検時には次のものを用意する。 a 試験用ガス容器は、設置貯蔵量容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。 b 起動用ガス容器を用いる設備にあつては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のものを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意する。 c 集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③ 点検に先立ち貯蔵容器部を、次により準備する。 a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b 放射に使用する試験用ガス容器に容</p>	消火剤	1kgあたりの体積 (ℓ)	ハロン2402	9	ハロン1211	15	ハロン1301	16	HFC-23	34	HFC-227ea	14	FK-5-1-12	8	ア 警報装置が確実に鳴動すること。 イ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 ウ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(7) 放射区域は完全に換気するまでには中に入らないこと。 (4) 点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づき容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (9) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。
消火剤	1kgあたりの体積 (ℓ)															
ハロン2402	9															
ハロン1211	15															
ハロン1301	16															
HFC-23	34															
HFC-227ea	14															
FK-5-1-12	8															

- 器弁開放装置及び操作管を接続する。
- c 放射に使用する試験用ガス容器以外
のものは、連結管を取り外し集合管部を
キャップ等で密栓するか、又は容器弁か
ら連結管を取り外し、連結管部をプラグ
止めする。
 - d 操作管にあつては放射用以外の部分
を密栓する。
 - e 上記以外は通常の設備状況であるか
を確認する。
 - f 制御盤等の設備電源を「入」にする。
- ④ 点検時の起動操作は、次のいずれかに
より行う。
- a 手動式のものにあつては手動式起動
装置を操作することにより起動させる。
 - b 自動式のものにあつては自動・手動切
替装置を「自動」側に切り替えて、感知
器の作動により又は受信機若しくは制
御盤の感知回路の端子を短絡させる
ことにより起動させる。
- (2) 加圧式
- ① 放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス
又は空気とし、放射量は点検を行う放射
区画に必要な薬剤量を放射するに要す
る加圧用ガスの10%以上放射して行う。
 - ② 点検時には次のものを用意する。
 - a 点検後、加圧用ガスの再充てん期間
の代替設置に用いる加圧用ガス容器
を、放射加圧用ガス容器と同一仕様
のものを用意する。
 - b 起動用ガス容器を用いる設備にあつ
ては、①と同様に必要数用意する。
 - c 集合管部、容器弁部及び操作管部の密
栓に用いるキャップ又はプラグを必要
数用意する。

<p>移動式</p>	<p>ノズル閉弁</p>	<p>③ 点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。 a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b 放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。 c 操作管にあつては放射用以外の部分を密栓する。 d 貯蔵タンク及び加圧用ガス容器部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 e 制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④ 点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a 手動式のものにあつては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b 自動式のものにあつては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。</p>	<p>ア 指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(7) 点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づき容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (4) 点検終了後は、すべて確実に復元にしておくこと。</p>
<p>ホース及びホース接続部</p>	<p>手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。 (1) 試験用ガス(窒素又は空気)による放射は、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器1本を用いて行う。 (2) 貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2本共) (3) 貯蔵容器1本を試験用ガス容器と取り換える。 (4) 試験用ガス容器と連結管を接続する。 (5) 他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処置をする。 (6) 貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁に取り付ける。 (7) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (8) ノズル閉弁を開放操作する。</p>	<p>ア 指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(7) 点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づき容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (4) 点検終了後は、すべて確実に復元にしておくこと。</p>	

第8 粉末消火設備

1 一般的留意事項

点検時、機器を取り外すものにあつては、点検終了後接続部の緩み、肥落及び封印等の再確認を行うこと。

2 機器点検

点検項目	点検方法	判定方法・法 (留意事項は※で示す。)
蓄圧式 粉末消火剤 貯蔵容器等	目視及び棒状温度計 (JIS規格品) により確認する。	防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 温度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 直射日光、雨水等の影響を受けおそれがないこと。 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
外形	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置されていること。
表示及び 標識	目視により確認する。	ア 貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所 (高圧ガス 300m ³) に該当するものにおいて、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
消火剤 量	次の方法により確認する。 (1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外す。 (2) 秤の上に乗せ計量する。 (3) 消火剤量は測定値から、容器弁 (サイフオン管を含む。) 及び容器の質量を差し引いた値とする。	ア 所定の消火薬剤が規定量以上貯蔵されていること。 イ 異物の混入、変質、固化等がなく、かつ、手で握ってケーキングしても床上50cmの高さから落下させた場合、碎けること。 ※ 温度40℃以上、湿度60%を超える場合は、点検を見合わせる。
外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
安全性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について (平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について (平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。

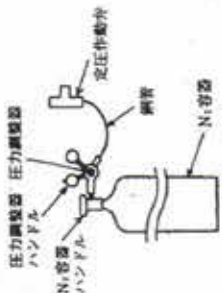
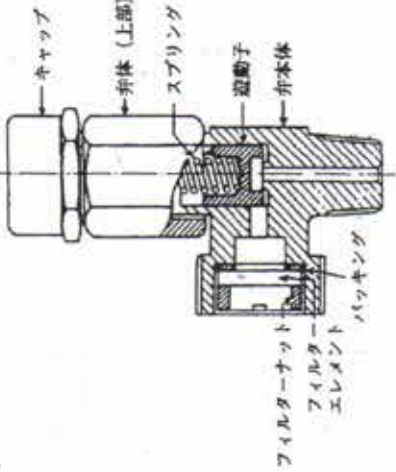
安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
安全装置	外形	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検 	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について（平成26年3月31日付け消防予第138号）」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
容器弁	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱着等がないこと。
開放装置	電気式の容器弁開放装置	<p>目視により確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目標により確認する。 (2) 手動式起動装置等を使用して電氣的作動の状況を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバ等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。 	<p>ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱着等がないこと。</p> <p>容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。</p> <p>手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。</p> <p>安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p> <p>破開針又はカッター等に変形、損傷がないこと。</p> <p>端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。</p> <p>規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>正常に復旧できること。</p> <p>※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p> <p>(4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
ガス圧式の容器弁開放装置	外形	<p>目視により確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものについては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものについては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。 	<p>ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。</p> <p>作動及び復元作動は正常であること。</p>

加圧式 粉末消火剤 貯蔵容器等	指示圧力計	目視により確認する。	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。 指針が緑色範囲内にあること。 指針がゼロ点の位置にある場合は、消火剤量の点検を行うこと。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷等がないこと。 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連結管及び集合管	目視およびスバパナ等により確認する。	目視およびスバパナ等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 確実に接続されていること。
	消火剤貯蔵タンク周囲の状況	目視及び棒状温度計（JIS規格品）により確認する。	目視及び棒状温度計（JIS規格品）により確認する。	防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
	外形	目視により確認する。	目視により確認する。	貯蔵タンク、貯蔵容器等は変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。
	表示及び目識標	目視により確認する。	目視により確認する。	容器本体は取付枠等に確実に固定されていること。
	安全装置	目視により確認する。	目視により確認する。	貯蔵タンクの設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。
	消火剤量	目視又は秤を用いて確認する。	目視により確認する。	高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m ³ ）に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	放出	目視又は秤を用いて確認する。 (1) 目視及びスバパナ等により確認する。 (2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧し、ガス漏れの有無を確認する。	目視又は秤を用いて確認する。 (1) 目視及びスバパナ等により確認する。 (2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧し、ガス漏れの有無を確認する。	放出口のみならず、損傷等がないこと。 所定の消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
	開放装置	目視により確認する。 (1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目標により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバ等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	目視により確認する。 (1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目標により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバ等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 作動及び復元作動は正常であること。 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

<p>ガス圧式の放出弁開放装置</p>	<p>(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにあつては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにあつては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。</p>	<p>ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 作動及び復元作動は正常であること。</p>
<p>バ ル ブ</p>	<p>目視及び手で操作することにより確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。</p> <p>※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元しておくこと。</p>
<p>加圧用ガス容器等</p>	<p>目視及び温度計（JIS規格品）により確認する。</p>	<p>ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りのできる場所であること。</p> <p>イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。</p> <p>ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。</p> <p>エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。</p>
<p>外 形</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>ア 加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のほく離等がないこと。</p> <p>イ 容器本体は取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。</p> <p>ウ 容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。</p>
<p>表 示</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>ア 貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>イ 高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m³）に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。</p>
<p>ガ ス 量</p>	<p>次の手順により確認する。</p> <p>(1) 窒素ガスを用いるもの</p> <p>① 圧力調整器のあるものにあつては二次側に取り付けられている点検コック等を閉鎖して、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を電気又はガス圧により作動させて開放し、圧力調整器の一次側圧力計の指針を読み取る。</p> <p>② 封板式のものにあつては、重量測定又は検圧治具を用いて圧力測定する。</p>	<p>ア 窒素ガスを用いるものにあつては、消火剤1kgにつき温度35℃で0 MPaの状態に換算した体積が400以上であること。</p> <p>イ 二酸化炭素を用いるものにあつては、消火剤1kgにつき20g以上であること。</p>

容器弁	外形	<p>(2) 二酸化炭素を用いるもの ① スパナ、レンチ等により連結管、固定用押え等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ② 容器ごと計量器にのせ総重量を計る。 ③ 総重量から容器重量及び開放装置の重量を引く。</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
安全	性能	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検</p>	<p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)	外形	<p>目視により確認する。</p> <p>「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
容器弁開放装置	外形	<p>目視により確認する。</p>	<p>変形、損傷、脱落等がないこと。 ガス圧式のものにあつては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 手動操作機構を有する開放装置にあつては、操作部の著しい錆がないこと。 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p>

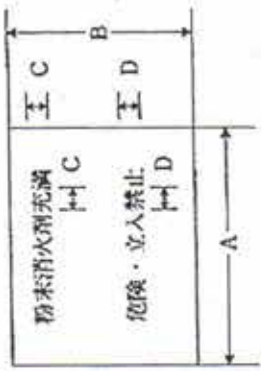
電気式の 容器弁 開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動式起動装置等を操作して電氣的作動の状態を確認する。</p> <p>(3) 安全ピン又はロックピン等を抜き取り手動で操作して作動を確認する。</p> <p>(4) 端子部分のカバーを外し、ドライバ等により確認する。</p> <p>(5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。</p>	<p>破開針又はカッター等に変形、損傷がないこと。 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>※(7) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p> <p>(4) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。</p>
ガス圧式 の容器弁 開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにおいては、安全ピン等を抜き取り手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにおいては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。</p> <p>(4) バルブ開放式の場合は、手動によりバルブを開放して確認する。</p>	<p>ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 作動及び復元作動は正常であること。</p>
バルブ 類	<p>目視及び次の手順により確認する。</p> <p>(1) 加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓する。</p> <p>(2) バルブ類を手動操作し、容器弁を開放する。</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 閉閉位置が正常であり、閉閉操作が容易にできること。 ※(1) 点検終了後は、元の閉閉状態に復元させておくこと。 (1) 閉閉操作が容易にできることを一度確認されたバルブのうち、消火剤貯蔵タンク、放山弁、加圧用ガス容器等の粉末消火設備の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものについては、(1)及び(2)の手順により実施する閉閉操作の容易性に関する点検を省略することができる。</p>
圧力調整器	<p>目視及び次の操作により確認する。</p> <p>圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コックまたはこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電氣により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し機能が正常であること。</p>
連結管及び集合管	<p>目視及びバスバナ等により確認する。</p>	<p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。</p>

<p>起動用ガス容器等</p>	<p>定圧作動装置</p>	<p>目視及び次の手順により確認する。 (1) 封板方式 封板の変形等を目視により確認する。 (2) スプリング方式 ① 試験用ガス（窒素又は空気(以下同じ)）容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ② 試験用ガス容器のバルブを開く。 ③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0 MPaから少しずつ上昇させて遊動子を作動させる。 (3) 圧カスイッチ方式 ① 試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ② 試験用ガス容器のバルブを開く。 ③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0 MPaから少しずつ上昇させて接点が閉じたときまでの圧力値を読み取る。 (4) 機械的方式 ① 試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ② 試験用ガス容器のバルブを開く。 ③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0 MPaから少しずつ上昇させてバルブロックが解除する圧力値を読み取る。</p>	 <p>第8-2図</p>	<p>(5) 時限リレー方式 手動によりタイマーを作動させてその時間を測定する。 目視等により確認する。 目視等により確認する。</p>
<p>ア イ ウ エ オ カ</p>	<p>変形、損傷等がないこと。 封板方式にあっては、変形、損傷等がないこと。 スプリング方式にあっては、設定圧力値どおり遊動子が作動すること。 圧カスイッチ方式にあっては、設定圧力値どおり接点が閉じること。 機械的方式にあっては、設定圧力値どおりバルブロックが解除すること。 時限リレー方式にあっては、設定時間どおり作動すること。</p>	 <p>第8-1図 定圧作動装置（スプリング方式）の例</p>	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ 容器収納箱に設けられているものにあつては、扉の開閉が容易にできること。 ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。</p>	

ガス	量	次の手順により確認する。 (1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の質量を測定する。 (3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量又は質量票により確認する。	二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(7) 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (4) 二酸化炭素の充てん率は1.5以上であること。
	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
容器弁	安全性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	安全性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧性能点検 ④ 気密性能点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。

容器開放装置	外形	目視等により確認する。	変形、損傷、脱着等がないこと。 ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱着等がないこと。 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	電気式容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	破閉針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に復元すること。 通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	手動式容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し（ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。）目視及び手動操作等により確認する。	ピストンロッド及び破閉針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 作動が確実であること。
選 択 弁 本 体	外形	目視及び接続部の状況をスバナ等により確認する。	変形、損傷、縮付部の緩み等がないこと。 防護区画以外の場所に設けられていること。
	表示	目視により確認する。	損傷、脱着、汚損等がないこと。 直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
	機能	目視及び手動操作等により確認する。	閉閉機能が正常であること。
開放装置	外形	目視等により確認する。	変形、損傷、脱着等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
	電気式開放装置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置等を操作して開放装置を作動させ確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	端子線で接続しているものにあつては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。 また、リード線は損傷及び切断がないこと。 電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 弁の「閉」状態を示す機構を有するものにあつては押えレバ一等のロックが確実に外れること。 貯蔵容器等の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
	ガス圧式の開放装置	(1) 開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを圧力、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押えレバ一等を操作して復帰の状態を確認する。	ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 弁の「閉」状態を示す機構を有するものうち、確認ピンにあつては突出していること。 押えレバ一等にあつてはロックが確実に外れること。 加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外形	目視及びスバナ等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が設置区画と適正に設けられていること。
機	機能	操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。

起動装置	手動起動装置	周用状況	目視により確認する。	<p>ア 操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 当該防護区画内を見とすることができ防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。</p> <p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ 赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ 警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。</p> <p>ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ 起動装置又はその直近に防護区画面名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。</p>
	表示	操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	<p>粉末消火設備</p> <p>手動起動装置</p> <p>(a) 寸法 A: 300mm以上 B: 100mm以上</p> <p>(b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。</p>
	電源表示灯	表示	目視により確認する。	<p>第8-3図</p> <p>正常に点灯しており、その表示が防護区画面名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。</p>
	音響警報起動スイッチ	操作箱	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	<p>ア 変形、損傷、端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ 操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※ 警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が鳴動すること。</p>
	放出スイッチ及び非常停止スイッチ	操作箱	<p>(1) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出用スイッチ等を操作して確認する。 (3) 上記試験を再度行い遅延装置の時間範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ 非常停止が確実にできること。 ウ 放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ 放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。</p>

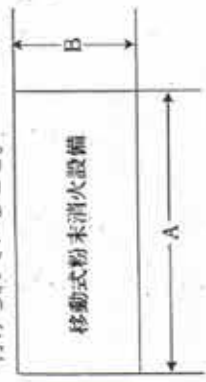
表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。  <p>(a) 寸法 A : 260mm 以上 B : 80mm 以上 C : 約 35mm D : 約 20mm (b) 常時は生地、文字とも白色であること。 (c) 点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d) 本体の色調は赤色であること。</p>
保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。 第 8-4 図
自動式起動装置	自動火災報知設備の点検の要領に準じて確認する。 (1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ① 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ② 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③ 防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	自動火災報知設備の機器点検の点検要領判定方法に準じて判定すること。 ※ 受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。 ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (7) 「自動」の場合 a 警報装置の手動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (4) 「手動」の場合 a 警報装置の鳴動 b 火災表示灯の点灯 ※ (7) 点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (4) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

警報装置	外形	目視により確認する。
ア	変形、損傷、脱落等がないこと。	
イ	警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。	
ウ	常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。	
①	警報装置が音声の場合	
(a)	寸法 A : 480mm 以上 B : 270mm 以上	
(b)	生地は黄色、文字は黒色であること。	
(c)	字体は丸ゴシック体であること。	
(d)	1文字 25mm ² 以上	
②	警報装置がサイレン、ベル等の場合	
(a)	寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。	
(b)	音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。	
	第8-5図	
ア	正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上であること。	
イ	警報系統に誤りがないこと。	
ア	正常に鳴動し、音圧はスピーカーより約 1m 離れた位置で 92dB 以上であること。	
イ	警報系統に誤りがないこと。	
ウ	起動したとき音声警報は、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。	
音 警 報	(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2) 音圧は騒音計(A特性)により確認する。	
音 声 警 報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	

制御盤	周囲の状況	適正であることを確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
外形	形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
表示	示	目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
電圧	計	目視及び電圧計により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものには、電源表示灯が点灯していること。
開閉器及びスイッチ類		ドライバ等及び開閉操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類		目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
継電器		目視及びスイッチ等の操作により継電器を作動させ機能を確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
表示灯		スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
接続地		目視及びドライバ等により確認する。 目視又は回路計により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。 著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
遅延装置		遅延装置の作動時間は手動式起動装置の点検方法により行い、放出力スイッチ操作後、容器井開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時間は20秒以上で、設計時の設定値の範囲内であること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器井開放装置を取り外して行うこと。
自動・手動切替機能		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管及び管継手		目視により確認する。	ア 損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
安全装置		目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
破壊板		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。
放出表示灯		(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア 設置場所が適正であり、変形、損傷、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ 正常に点灯又は点滅すること。
噴射ヘッド	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。
放射	障害	目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。

防護区画	区画変更等	目視及び設計図書と照合して確認する。	ア 階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 イ 自動閉鎖装置を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあつては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であつて、消火剤の量が十分であること。 ウ 増・改築、模様替え等による防護区画の容積及び開口部等の増減がないこと。 エ 局所放出方式にあつては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	目視及び手動により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 取り付けが完全に閉閉が円滑かつ確実にに行えること。 ウ 扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き、常時閉鎖の状態にあること。
	電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ 確実に作動し、遅延装置の作動制限の範囲内で閉鎖状態となること。 ウ 出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあつては、放出用スイッチ操作後、20秒以上で設計時の設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続し、確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気をいいるときは、噴射ヘッドの規定の放射圧力以上で加圧すること。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 確実に作動すること。 ウ 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 エ 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあつては、復帰が確実に行われること。
非常電源 (内蔵型のものに限る。)	外	目視により確認する。	ア 変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ 電槽支持が堅ろうであること。 エ 電解液の漏れがなく、リード線の接続部に腐食がないこと。
	表	目視により確認する。	ア 所定の電圧値及び容量の表示が適正であること。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧	(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア 充電装置の指示範囲内であること。 イ 電池試験用スイッチを約3秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置	常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

充電装置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路となっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、著しい腐食からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ 過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
結線	目視及びドライバ等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
格納箱	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 扉の開閉が容易にできること。 ウ 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
ホース	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていないこと。
ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア 著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉操作が容易で円滑に行えること。 ※ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識（移動式に限る。）	目視により確認する。	ア 設置位置が適正であること。 イ 表示灯は、変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。 ウ 移動式の粉末消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。
耐震措置	目視及びスバナ等により確認する。	ア 可とう式管継手等に濡れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。



第8-6図

3 総合点検

点検項目	点検方法	判定方法 (留意事項は※で示す。)
全域放出方式及び局所放出方式	非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものにおいて、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。 (1) 加圧式 ① 放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域の必要消火剤量を放射するのに要する加圧用ガスの10% (端数朝上げ本数とする。)以上で、設置されている加圧用ガス容器を用いる。 ② 点検時には次のものを用意する。 a 点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを用意する。 b 起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c 集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキヤップ又はプラグを必要数用意する。 ③ 点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。 a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b 放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキヤップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。 c 操作管にあつては放射用以外の部分を密栓する。 d 貯蔵タンクに設けられるクリーニング操作用の弁のみ「開」とする。 e 貯蔵タンク及び加圧用ガス容器以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 f 制御盤等の設備電源を「入」にする。	<p>警報装置が確実に鳴動すること。 イ 遅延装置が確実に作動すること。 ウ 開口部の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。 エ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 オ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 カ 放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。 ※(7) 放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。 (4) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</p> <p>警報装置が確実に鳴動すること。 イ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 ウ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(7) 放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。 (4) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</p>
局所放出方式		

移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部	<p>④ 点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。</p> <p>a 手動式のものにあつては手動式起動装置を操作することにより起動させる。</p> <p>b 自動式のものにあつては自動・手動切換装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。</p> <p>(2) 蓄圧式</p> <p>① 放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区画に必要消火剤量を放射するに要する蓄圧用ガスの10%以上で、クリーニング用に設置されたものを用いて行う。</p> <p>② 点検時には次のものを用意する。</p> <p>a 点検後、クリーニング用ガスの再充填期間の代替設置に用いるクリーニング用ガス容器を、放射クリーニング用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。</p> <p>b 起動用ガス容器を用いる設備にあつては、①と同様に必要数用意する。</p> <p>c 容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。</p> <p>③ 点検に先立ち貯蔵容器等、起動装置及びクリーニング用ガス容器を次により準備する。</p> <p>a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。</p> <p>b 貯蔵容器等の容器弁開放装置等を取り外し容器弁部を密栓する。</p> <p>c 容器弁又は放出弁に至る操作管にあつては一時的に取り外し密栓する。</p> <p>d クリーニング用ガス容器をクリーニング回路の配管に接続する。</p> <p>e 貯蔵容器等及び起動装置部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。</p> <p>f 制御盤等の設備電源を「入」にする。</p> <p>④ 点検時の起動操作は、加圧式に準じて行う。</p>	<p>ア 指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。</p>
-----	-----------------------	---	--

	<p>(1) 試験用ガスによる放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器 1 本の試験用ガスを放射して行う。</p> <p>(2) 点検後、加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器の再充てんの期間の代替設置に用いる容器は、該当するそれぞれの容器と同一仕様のものを 1 本用意する。</p> <p>(3) 放射に用いる加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器をクリーニング回路に接続する。</p> <p>(4) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。</p> <p>(5) ノズル閉閉弁を開放操作する。</p>	<p>イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。</p> <p>※(7) 点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。</p> <p>(4) 点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</p>
--	---	---

第13 消防機関へ通報する火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。
- (2) 回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。
- (3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。
- (4) 連動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。

2 機器点検

点検項目	点検方法	判定方法
火災通報装置	外形 目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
予備電源	表示 目視により確認する。	所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
接続電	接続 目視及びドライバ一等により確認する。	断線、端子の緩み、脱着、破損等がないこと。
切電	電圧 予備電源試験スイッチを操作して確認する。	電圧計等の指示が適正であること。
充電	装置 目視等により確認する。	ア 変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ 作動状況が適正であること。
本体	周囲の状況 目視により確認する。	ア 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 前面には、操作等に必要なる空間が保有してあること。
外装	外形 目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
	表示 目視により確認する。	ア 取扱いはじめの概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱着等がないこと。 ウ スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 銘板等がはがれていないこと。 オ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起 動 機 能	手 動 起 動 装 置 連 動 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)	手 動 起 動 装 置 を 操 作 し て 確 認 す る。 自 動 火 災 報 知 設 備 の 感 知 器 の 作 動 等 と 連 動 し て 起 動 さ せ 確 認 す る。	火 災 通 報 装 置 が 作 動 し た こ と が、 <u>可 視 表 示</u> 又 は <u>可 聴 音</u> で 確 認 で き る こ と。 火 災 通 報 装 置 が 作 動 し た こ と が、 <u>可 視 表 示</u> 又 は <u>可 聴 音</u> で 確 認 で き る こ と。
優 先 通 報 機 能		火 災 通 報 装 置 が 接 続 さ れ て い る 電 話 回 線 を 通 話 中 の 状 態 に し、手 動 起 動 装 置 の 操 作 又 は 連 動 起 動 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)に よ り 起 動 さ せ て 確 認 す る。	通 話 中 の 電 話 回 線 が 強 制 的 に 発 信 可 能 な 状 態 に な る こ と。
通 報 頭 出 し 機 能		手 動 起 動 装 置 の 操 作 及 び 連 動 起 動 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)に よ り 起 動 さ せ て、試 験 装 置 の 消 防 機 関 側 の 電 話 機 で 確 認 す る。	蓄 積 音 声 情 報 が、常 に 冒 頭 か ら 始 ま る か 又 は 一 区 切 り の 蓄 積 音 声 情 報 を 全 て 聞 き 取 る こ と が で き る よ う 措 置 さ れ て い る こ と。
手 動 起 動 装 置 優 先 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)		連 動 起 動 機 能 に よ り 起 動 さ せ、蓄 積 音 声 情 報 を 送 出 し て い る 間 に 手 動 起 動 装 置 を 操 作 し て 確 認 す る。	手 動 起 動 装 置 を 操 作 後、直 ち に 又 は 連 動 起 動 機 能 に よ り 一 区 切 り の 蓄 積 音 声 情 報 を 送 出 し た 後、手 動 起 動 装 置 の 操 作 に よ り 蓄 積 音 声 情 報 が 送 出 で き る こ と。
蓄 積 音 声 情 報		手 動 起 動 装 置 の 操 作 及 び 連 動 起 動 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)に よ り 起 動 さ せ、試 験 装 置 の 消 防 機 関 側 の 電 話 機 で 確 認 す る。	蓄 積 音 声 情 報 の 内 容 が 適 切 で あ る こ と。
再 呼 出 し 機 能		試 験 装 置 の 消 防 機 関 側 の 電 話 機 を 通 話 中 の 状 態 に し、手 動 起 動 装 置 又 は 連 動 起 動 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)に よ り 起 動 さ せ て 確 認 す る。	自 動 的 に 再 呼 出 し す る こ と。
通 話 機 能 等 (特 定 火 災 通 報 装 置 を 除 く。)	蓄 積 音 声 情 報 送 出 後 の 呼 返 し 信 号 の 受 信 不 応 答 時 の 通 報 継 続	手 動 起 動 装 置 の 操 作 又 は 連 動 起 動 機 能 (自 動 火 災 報 知 設 備 と 連 動 す る 火 災 通 報 装 置 に 限 る。)に よ り 起 動 さ せ て 確 認 す る。	蓄 積 音 声 情 報 を 送 出 し た 後、自 動 的 に 10秒 間、 <u>平成28年消防庁告示第6号(火災通報装置の一部を改正する件)附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5秒間</u> 電話回線を開放し、呼返し信号に <u>対し</u> 、 <u>応答し</u> 通話することができること。

遠隔起動装置 (遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。)	電話機等 (特報装置に限る。)	切替	蓄積音声情報を送出中に、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて通話することができること。
		通話終了後の呼返し	通話が終了した後に、自動的に10秒間(平成28年消防庁告示第6号(火災通報装置の一部を改正する件)附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5秒間)電話回線を開放し、呼返し番号に対し、応答し通話することができること。
モニタ機能	通話機等 (特報装置に限る。)	ハンズフリー通話への移行切替	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
		電話回線の保持	蓄積音声情報送中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
周囲の状況	モニタ機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)による起動で確認する。	通話中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
		目視により確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
外形表示	モニタ機能	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
起動	モニタ機能	目視により確認する。	ア 名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
		押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出手動に動作すること。なお、確認灯を有するものにおいては、正常に点灯すること。
回路終端装置等(I.P.電話回線を使用する)	電話機等 (特報装置に限る。)	外形	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
		予備電源	変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
回路終端装置等(I.P.電話回線を使用する)	電話機等 (特報装置に限る。)	回路終端装置等との接続切替装置	接続部に腐み、破損等がないこと。
		予備電源	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

火災通報装置に限る。)	充電装置	目視により確認する。	異常な発熱等がないこと。
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）	周囲の状況 押しボタン 機 能 自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。 自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	目視により確認する。 目視により確認する。 押しボタン等を操作して確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。 発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。 発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
	結線 接続 状態 確認 目視及びドライバ一等により確認する。	目視により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	外形 確認 目視により確認する。	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
	常夜灯 確認 目視により確認する。	目視により確認する。	正常に点灯していること。
	確認 目視により確認する。	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、破切れ等がなく、正常に点灯していること。
	確認 目視により確認する。	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、破切れ等がなく、正常に点灯していること。

第13 消防機関へ通報する火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。
- (2) 回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。
- (3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適應した試験装置を使用すること。
- (4) 運動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。

2 機器点検

点検項目	点検方法	判定方法	方法	
				点検方法
火災通報装置	予備電源	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
	表示	示	目視により確認する。	所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	接続	続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
	電圧	圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。	電圧計等の指示が適正であること。
本体	切替装置	置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	置	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ 作動状況が適正であること。
	周囲の状況	況	目視により確認する。	ア 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 前面には、操作等に必要ない空間が保有してあること。
	外形	形	目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
	衣	示	目視により確認する。	ア 取扱方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。
				イ 変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 銘板等がはがれていないこと。 オ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
				ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
				ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起 動 機 能	手動起動装置	手動起動装置を操作して確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
	連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
優 先 通 報 機 能		火災通報装置が接続されている電話回線を通しての状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。
通 報 頭 出 し 機 能		手動起動装置の操作及び連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
手 動 起 動 装 置 優 先 機 能 (自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)		連動起動機能により起動させ、蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置を操作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
蓄 積 音 声 情 報		手動起動装置の操作及び連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。
再 呼 出 し 機 能		試験装置の消防機関側の電話機を通しての状態にし、手動起動装置又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて確認する。	自動的に再呼出しすること。
通 話 機 能 等 (特 定 火 災 通 報 装 置 を 除 く。)	蓄積音声 情報送出 後、の呼返 し信号の 受信 不応答時 の通報継 続	手動起動装置の操作又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に10秒間(平成28年消防庁告示第6号(火災通報装置の一部を改正する件)附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5秒間)電話回線を開放し、呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
			蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側から呼返しが送出されない場合において、繰り返して蓄積音声情報を送出することができること。

切替	通話終了後の呼返し	蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて通話することができること。	通話が終了した後に、自動的に10秒間（平成28年消防庁告示第6号（火災通報装置の一部を改正する件）附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあつては、5秒間）電話回線を開放し、呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
	通話機能（特定火災通報装置に限る。）	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
モニタ一機能	電話回線の保持		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
	電話回線の保持		通話中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
周辺状況	モニタ一機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
外形表示	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、脱着、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア 名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
起動	動作	押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。
回線終端装置等（I.P.電話回線を使用する）	外形	目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
	予備電源	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
	回線終端装置等との接続	目視により確認する。	接続部に緩み、破損等がないこと。
	切替装置	常用電源回路を遮断することにより確認する。	常用電源を体電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

火災通報装置に限る。)	火災装置	目視により確認する。	異常な発熱等がないこと。
消防機関へ通報する火災報知設備 (火災通報装置を除く。)	発信機	周囲の状況 目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	機	押しボタン等 押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
	機能	自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
	結線	接続 目視及びドライバ等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
標識	標識板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
	常夜灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
標識	標識灯	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

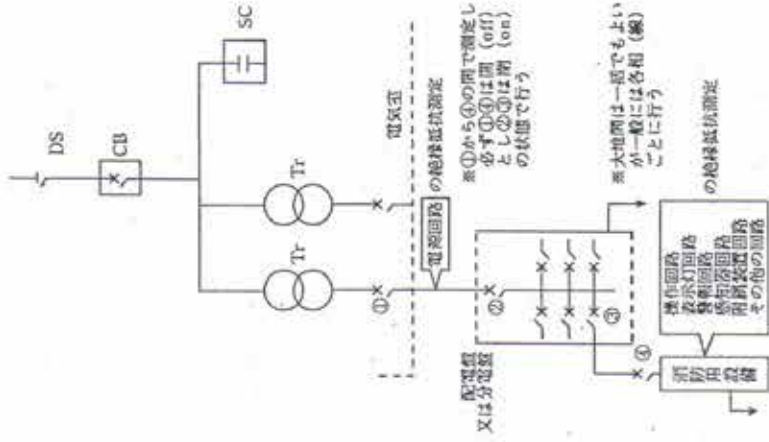
第26 配線

総合点検

専用点検項目	点検方法	判定方法・留意事項(※)
回路	目視により確認する。	<p>ア 消防用設備等専用である旨の表示があり、表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。</p> <p>イ 消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項第4号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3に規定する火災通報装置又は火災通報装置に係る火災通報装置に係る回路の絶縁抵抗値に規定によりIP電話回線を使用する火災通報装置に係る回路の絶縁抵抗値に規定によりIP電話回線が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部に火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回路の絶縁抵抗値等用のものである旨の表示があり、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。</p>
開閉器及び遮断機	目視により確認する。	<p>ア 損傷、溶断、過熱、変色等がないこと。</p> <p>イ 接続部が確実に接続されていること。</p>
ヒューズ類	目視により確認する。	<p>損傷、溶断等がなく、回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。</p> <p>※ ヒューズ容量は電気設備に関する技術基準の解釈第37条に基づいて取り付けられていること。</p>
絶縁抵抗	<p>(1) 測定電路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第26-1図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。</p> <p>(2) 測定時の結線は、第26-2図のように行う。</p> <p>(3) 低圧電路にあっては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を100V、125V、250V又は500Vの絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。</p> <p>(4) 高圧電路にあっては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を1,000V、2,000V又は5,000Vの絶縁抵抗計を用いて測定する。</p>	<p>電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、付属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第26-1表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の値以上であること。</p> <p>※(7) 静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電気を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に留意し必ず回路を接地する必要があること。</p> <p>(4) 静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読みとること。</p> <p>(9) 測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。</p> <p>(2) 測定器は水平にして測定すること。</p> <p>(4) 他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。</p>

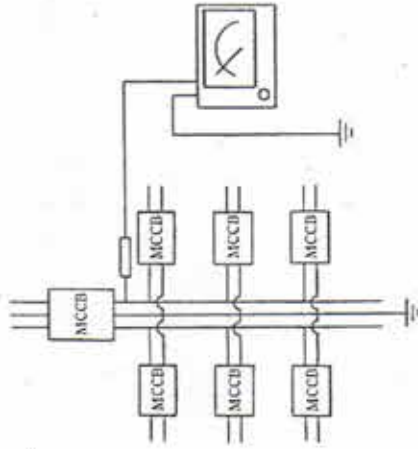
第 26-1 表

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値 [MΩ]
300 V 以下	対地電圧 150 V 以下	0.1
	対地電圧 150 V を超え 300 V 以下	0.2
300 V を超えるもの		0.4
3,000 V 高压電路		3
6,000 V 高压電路		6



第 26-1 図 測定箇所

耐火保護 目視により確認する。

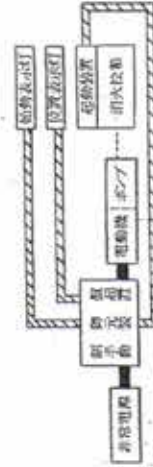


第26-2図 測定時の結線例

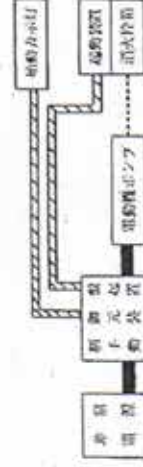
ア 電源回路にあつては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はMIケーブルに損傷がなく、金属管等を用いて埋没（耐火電線又はMIケーブル以外の電線を用いる場合）されている場合は、その埋没部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。

イ 電源回路以外（操作回路、警報回路、表示灯回路等）にあつては、耐火配線又は耐火配線であつてその保護部分に損傷等がないこと。

ア 屋内消火設備



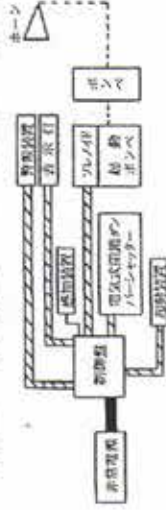
イ 屋外消火設備



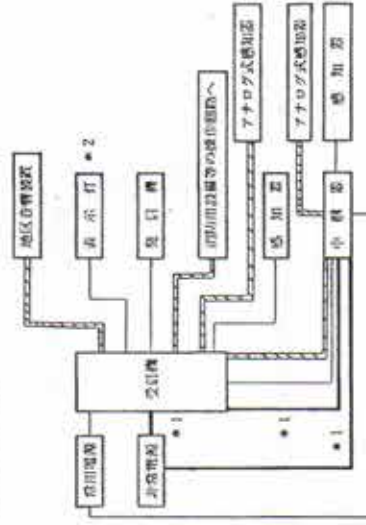
ウ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備



エ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備



オ 自動火災報知設備



注 ● 1 小規模の非常電源回路 (受信機又は小規模が非常電源を内蔵している場合は一部を除くでよい)。
 ● 2 受信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、受信機上に表示灯の回路は、非常電源からの配線とする。

カ ガス源なし火災警報設備



キ 非常ベル、自動式サイレン



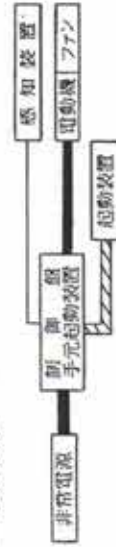
ク 放送設備



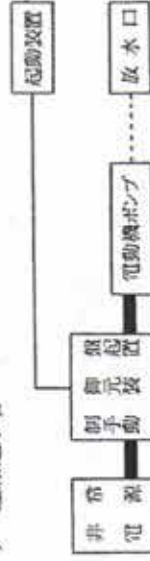
ケ 誘導灯



コ 排煙設備



サ 連結送水管



シ 非常コンセント設備



ス 無線通信補助設備



(注) ■は耐火配線、□は耐熱配線、—は一般配線、……は水管又はガス管を示す。

第26-3図 耐火・耐熱保護配線の範囲

第26-2表 耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法

電線の種類	工事方法
600V二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 EPゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル CDケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル EPゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 MIケーブル	<p>1. 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐火効果のある方法により保護されていること。</p> <p>ケーブル工事等により施工されていること。</p>

		<p>600 V二種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 EPゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル CDケーブル 鉛被ケーブル クロレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル EPゴム絶縁クロレンシースケーブル バスダクト 耐熱電線 耐火電線 MIケーブル 耐熱光ファイバーケーブル</p>	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシヤフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15 cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ケーブル工事等により施工されていること。</p>
耐 熱 配 線			

事務局だより

◎組合員情報

新規加入組合員

日本メンテナンス株式会社

代表取締役 谷口 純

住所 〒151-0071

東京都渋谷区本町1-7-16

初台ハイツ1204号

電話 03-5350-8546

FAX 03-5350-8746

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。